

平成 27 年第 1 回

遠軽町議会定例会会議録（第 2 号）

平成 27 年 3 月 11 日（水）午前 10 時 00 分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第 22 議案第 17 号 平成 26 年度遠軽町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 23 議案第 18 号 平成 26 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 24 議案第 19 号 平成 26 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 25 議案第 20 号 平成 26 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 26 議案第 21 号 平成 26 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 27 議案第 22 号 平成 26 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 28 議案第 23 号 平成 27 年度遠軽町一般会計予算
日程第 29 議案第 24 号 平成 27 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
日程第 30 議案第 25 号 平成 27 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 31 議案第 26 号 平成 27 年度遠軽町介護保険特別会計予算
日程第 32 議案第 27 号 平成 27 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
日程第 33 議案第 28 号 平成 27 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
日程第 34 議案第 29 号 平成 27 年度遠軽町水道事業会計予算
日程第 35 議案第 30 号 平成 27 年度遠軽町下水道事業会計予算
日程第 36 一般質問
-

◎出席議員（17 名）

- | | | | | |
|----|------|----------|------|---------|
| 議長 | 18 番 | 前田 篤 秀 君 | 17 番 | 杉本 信一 君 |
| | 1 番 | 今村 則康 君 | 2 番 | 岩上 孝義 君 |
| | 3 番 | 佐藤 昇 君 | 4 番 | 稲場 仁子 君 |
| | 5 番 | 奥田 稔 君 | 6 番 | 山田 和夫 君 |
| | 7 番 | 黒坂 貴行 君 | 9 番 | 岩澤 武征 君 |
| | 10 番 | 阿部 君枝 君 | 11 番 | 山谷 敬二 君 |

《平成 27 年 3 月 11 日》

12番 松田良一君
14番 秋元直樹君
16番 一宮龍彦君

13番 竹中裕志君
15番 高橋義詔君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長 佐々木修一君 教育委員会会長 新山史賢君
農業委員会会長 新国純一君

◎説明員

副町長 広井澄夫君 総務部長 高橋義久君
総務部参与 岡村宏君 民生部長 村本秀敏君
経済部長 大河原忠宏君 総務課長 舟木淳次君
情報管財課長 中村哲男君 企画課長 加藤俊之君
財政課長 鈴木光男君 税務課長 会津靖朗君
保健福祉課長 松橋行雄君 住民生活課長 渡辺喜代則君
ジオパーク推進課長 鴻上栄治君 農政林務課長 澤口浩幸君
商工観光課長 伊藤雅彦君 保育課長 菊地隆君
建設課長 山本善宏君 水道課長 久保英之君
建設課参事 内野清一君 保健福祉課主幹 深澤万喜子君
会計管理者 小野寺健君 丸瀬布総合支所長 小谷英充君
白滝総合支所長 荒井正教君 生田原総合支所産業課長 大辻祐一君
丸瀬布総合支所産業課長 増田眞一君 教育長 河原英男君
教育部長 寒河江陽一君 教育部総務課長 大貫雅英君
教育部社会教育課長 佐藤祐治君 図書館長 佐川哲史君
教育部総務課参事 藤本陽一君 教育部社会教育課参事 門脇和仁君
監査委員事務局長 伯谷和昭君 選挙管理委員会事務局長 伯谷和昭君
農業委員会事務局長 安江陽一郎君

◎議会事務局職員出席者

事務局長 太田守君 事務局主幹 河本伸二君
庶務・議事担当係長 小玉美紀子君

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人であります。また、岩上議員より、遅れる旨の届け出があります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、山田議員、竹中議員を指名いたします。

◎日程第22 議案第17号から日程第27 議案第22号

○議長（前田篤秀君） 昨日に引き続き、質疑を行います。

2款総務費、12ページから19ページ。

山田議員。

○6番（山田和夫君） 紋別空港の利用促進の関係でお尋ねをいたしますが、これは、現在の遠軽町民に限定をした交付だというふうに思うのですが、実は問い合わせがありまして、子どもが大学へ行っていると、籍は遠軽町に置いたままだと。この子が里帰りする、大学から、要するに休みに入ったので遠軽に帰ってきたいと。そういうときに、親御さんが航空券を手配して買って、東京の子どもさんに送ると、そして、それで帰ってくるということが可能でしょうかということもあるのです。それは可能なかどうか。あるいは、遠軽町にはもう籍がないのですが、僕の子どもが仮に東京にいと。年に1回、里帰りしたいと。そういうときに、親が買って子どもさんに券を送れば、それも利用できるのかどうか。遠軽町民ではありません。そういったものも可能なかどうか、その辺ちょっとお教えいただきたいというのと、もう一つ、昨日聞くのを忘れたのですが、農業担い手の嘱託職員の関係なのですが、嘱託職員は、任命さえすれば、その仕事は何でもやれるということではないのだろうと。ある程度限定をされて、しかも日数は17日ということで限定されているというふうに思うのですが、その職務内容について、昨日は新規就農者の確保のための相談に乗るということを目的として嘱託職員を配置すると。そして、17日で足りない部分については職員が対応するという答弁だったのですが、この嘱託職員、もしもこういった相談がないときには普段何をやるのか、どういう内容の職務をやるのか、その辺も含めて、考え方があればお教えをいただきたい。

以上2点でございます。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 山田議員の御質問にお答えしたいと思います。

あくまでも本人申請でありまして、申請書を出す場合につきましては住所の確認を行っ

ております。免許証の写しですとか、あと、なければ住民票みたいな形で、そこで確認しておりますので、そこで遠軽町民であれば、学生の中で住民票を持っていない方も中にはいらっしゃると思いますけれども、そこが遠軽町ということで確認できれば交付いたします。

息子さんとか娘さんが東京にいて、羽田から紋別空港を利用するという場合なのでありますが、あくまでも住所が、遠軽町民であれば対象になりますけれども、向こうに住所を移していると、そちらは対象にならないという形で御理解願いたいと思います。

以上です。（山田議員「わかりました」と呼ぶ）

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） ただいまの山田議員の、農業担い手に関する嘱託職員との関係の御質問にお答えいたします。

昨日も若干触れさせていただきましたけれども、相談業務ばかりではなくて、新たな組織づくりという形で考えてございます。いわゆる受入協議会をさらにもう一步進んだ形で、専門的にやっていると想定しております、その協議会の中でも、ぜひそういう相談員の専門員を準備していくというような形で考えてございます。

さらに、もう一方では、新規就農者については農業後継者もおりますので、この後継者に対する相談とか対策とか、こういうような形のことも業務としてやっていただくと、それを17日間でやっていただくということで考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） 12ページの地域活性化、俗に言うプレミアム商品券の件なのですが、1セット1万円という商品券なのですが、これは、今までもそうなのですが、上乗せして20%で1万2,000円ということなのですが、これを逆に、1万円で買える8,000円という形でやるという考え方はないのか。ということは、子ども世帯の人たちに、児童手当とかそういうものが出る時期にそういうものを発行してあげるとか、また、シニア世代、高齢の年金世代の方たちがこれを活用しやすい方法をするとかという考えはないのかということと、これに対して、もっと大きく、チラシなどをちゃんと配布して、もっと多くの人に利用していただけるような方法を考えているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） ただいまの阿部議員の御質問にお答えしたいと思います。

プレミアム付商品券の件でございますが、今検討されているのは、事業実施主体であります商工会議所及び商工会であります。私どもの町といたしましては、一義的には補助事業者がその商品の制度を設計するものですから、従前どおり10枚で、1万円で販売をし

ますけれども、12枚ということ、それを下げることによって、もっと多くの利用をというお話でしたけれども、今回の制度設計も従前どおり、皆さんがなれたとおりで、1万円で販売するという、そういう内容で連絡を受けておりますので、そういう形で進んでいくのだろうというふうに思っております。

また、多くの町民の方にということで、チラシを入れて広報してはどうかということですが、これにつきましては、従来からもチラシを入れて、皆様が利用するために広く呼びかけているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○10番（阿部君枝君） 確かに、今までもそういうふうにはやってきたとは思いますが、今後そういう、多くの方というか、どちらかというと、この商品券、町民の方にお聞きしたところによりますと、決まった方が買う傾向がどうしても強いという感じで、そういう本当に、子育て世代の方、また、シニアの、先ほど言った、重複しますけれども、年金世代で低所得の方たちが本当にしっかりこれを活用できたら、もっともっと、いろいろな意味での消費が拡大されるのではないかなと思いますので、ぜひその点、今後、そちらの方にというのですか、委託している商工会議所だとか商工会などにもお話しただければなと思います。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） 全国の例を見ましても、確かに8,000円ということで、プレミアムを付けて販売している事例もございます。今後、こういった制度につきまして、事業実施主体であります商工会議所等にもその旨お話をしながら、また今後とも進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） プレミアム商品券の話が出たので、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

商品券の方は、遠軽は商工会議所ですもの、3地域の方は商工会という認識なのですが、遠軽の方は、結構お店があって、買うところはそんなに不便しないかなと思うのですが、白滝、丸瀬布、生田原の方がその券を買っても、買う場所が限定されていてという話をちょっと耳にしたのです。

例えば、その中の部分、商品券を買って、極端ですけれども、くぎが遠軽で買えるとか、食べ物ばかりではなくて、何かそういうような、3地域全部お店がそろっているわけではないので、その商品券はそこでしか使えないと。そうすると、その地域、白滝にそのお店がないというときには、その商品が買えないわけです。そういう商品区別的なことで地域にないものは遠軽に来て買っていいよとか、何かそういうような話し合いとか、そういう場が設けられていたのか、ちょっと確認と、そういう話もあるということ

を逆に助言してあげることは可能かどうか、お伺いします。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） ただいまの山谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに、議員御指摘のとおり、そういった地域からの声というものが根強くあります。ですが、この事業を始めるに当たりまして、事前に関係機関と協議をいたしました結果、やはり遠軽商工会議所、遠軽地域以外の、端的に言えばえんがる商工会の管轄区域になりますが、当初は4地域それぞれに券を印刷して、白滝であれば白滝しか使えないという状況が一步改善されて、今はえんがる商工会管轄ですから、遠軽地域を除いては3地域でどこでも使えるというふうには改善しました。ただ、今回も、議員御指摘のとおり、二つの事業実施主体がございますので、これは平成26年度に実施したとおりのことで進めるということです。

これは、やっぱり地元のお店、確かに数は少なく、業態も少なく、どうしてもそろわないという部分がありますけれども、逆に、遠軽に全てが流れることによって、余計3地域の商店がなくなるということになりますと、日常生活にも大きく支障を来すという意味合いにおいて、事業実施主体の方からは、そこだけはちょっとひとつ配慮をお願いしたいということで、会議所と商工会がそれぞれお話を持って、そういう仕切りになってございます。

なお、この商品券の枚数の割り当てなのですが、これは地域の人口に応じて、現行8対2の割合で券を分けて販売をしているという状況にございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） 確かに言われるとおりで、そのとおりでだろうなというふうに思うのですが、例えば伊藤課長にしても、丸瀬布で買うにしても、遠軽の人だったら1セットではなくて2セットか3セット買おうかなという気持ちにもなるのです。ところが、やっぱり3地域の方は、どちらかという食品ぐらいしかないのかなと。プラモデルは買えないとか、子どものそういうようなものは買えないということになると、やはり、その利用幅が減るのかなと思ったりもしますし、決してその交流が断絶する必要もないのかなということ、今、言葉が悪かったのですがけれども、そういう町の人声、結構3地域の方、そんなふうな気持ちがあるので、機会があったらぜひ商工会議所に、そういう話もありましたよということをお伝えいただいて、3地域の住民にもさらに利用できる形をお願いしたいなというふうに思いますけれども、もう一度ちょっと。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） 同じ答弁の繰り返しになりますけれども、そういった、まず地域の意見があるということは承知をしておりますので、今後、この事業を進めるに当たりましては、今、山谷議員の御意見を踏まえて、お知らせしたいなというふうに思っ

ています。

また、各地域には生鮮食料品を扱っているお店が1店ないし2店舗しかございません。この少ない数のお店がなくなるということになれば、日々、毎日のお買い物が、約20キロから40キロかけて遠軽地域まで、何か一つ商品を買うということにも、ここまで移動しなければならないという不便さも一方ではありますので、今の御意見も踏まえながら、また進めてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） 最後です。勘違いしたら困るので、例えばの話で言っていた話で、食品はそれぞれお店があるのですから、食品はそこで買っていただく。ただ、そこにはない商品、子どものおもちやとか、いろいろな、その部分、だから、商品券に区分けがつくかどうかというような、そういう考えですが、食品も含めて券を考えてくれというふうにすると、やはり、3地域のお店等々がありますので、ない部分での在り方というのをちょっと助言してあげていただきたいなというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） ただいまの御意見につきまして、関係機関の方にも申し添えたいというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、3款民生費、20ページから23ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、4款衛生費、24ページから27ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、6款農林水産業費、28ページから31ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、7款商工費、32ページから33ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、8款土木費、34ページから43ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、9款消防費、44ページから45ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、10款教育費、46ページから53ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、2、歳入に入ります。

12款分担金及び負担金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、14款国庫支出金、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、15款道支出金、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、17款寄附金、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、18款繰入金、8ページから11ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、21款町債、10ページから11ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、繰越明許費、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第3表、地方債補正、4ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

10款諸支出金、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

10款繰越金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号平成26年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから11ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、2款保険給付費、12ページから21ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、4款基金積立金、22ページから23ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

2 款分担金及び負担金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 4 款国庫支出金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 5 款支払基金交付金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6 款道支出金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 7 款財産収入、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 8 款繰入金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 9 款繰越金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第 19 号の質疑を終わります。

次に、議案第 20 号平成 26 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第 2 号)の質疑を行います。

質疑は、第 1 表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

1 款個別排水処理費、9 ページから 10 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

3 款繰入金、7 ページから 8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 4 款繰越金、7 ページから 8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6 款町債、7 ページから 8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第 2 表、地方債補正、3 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第 20 号の質疑を終わります。

次に、議案第 21 号平成 26 年度遠軽町水道事業会計補正予算(第 2 号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定貸借対照表、予定キャッシュフロー計算書を省略し、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、次に、資本的収入及び支出、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、予定キャッシュフロー計算書を省略し、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、次に、資本的収入及び支出、9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第22号の質疑を終わります。

以上で、議案6件の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案6件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第17号平成26年度遠軽町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成26年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

《平成27年3月11日》

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成26年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第23号から日程第35 議案第30号

○議長(前田篤秀君) 日程第28 議案第23号平成27年度遠軽町一般会計予算、日程第29 議案第24号平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第30 議案第25号平成27年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第31 議案第26号平成27年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第32 議案第27号平成27年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第33 議案第28号平成27年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算、日程第34 議案第29号平成27年度遠軽町水道事業会計予算、日程第35 議案第30号平成27年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案8件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長(鈴木光男君) 議案第23号平成27年度遠軽町一般会計予算について御説明いたします。

平成27年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億6,100万円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

継続費につきましては、「第2表継続費」により御説明いたします。

地方債につきましては、「第3表地方債」により御説明いたします。

《平成27年3月11日》

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を25億円と定めるものです。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税9億3,084万1,000円、2項固定資産税7億5,470万1,000円、3項軽自動車税3,962万6,000円、4項たばこ税1億7,397万4,000円、5項入湯税267万6,000円、6項都市計画税9,494万3,000円、総額を19億9,676万1,000円とするものです。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税5,000万円、2項自動車重量譲与税1億1,000万円、総額を1億6,000万円とするものです。

3款利子割交付金につきましては、400万円とするものです。1項同額です。

4款配当割交付金につきましては、300万円とするものです。1項同額です。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、40万円とするものです。1項同額です。

6款地方消費税交付金につきましては、2億5,000万円とするものです。1項同額です。

7款自動車取得税交付金につきましては、1,800万円とするものです。1項同額です。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、350万円とするものです。1項同額です。

9款地方特例交付金につきましては、700万円とするものです。1項同額です。

10款地方交付税につきましては、73億5,000万円とするものです。1項同額です。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、260万円とするものです。1項同額です。

12款分担金及び負担金につきましては、1億5,118万6,000円とするものです。1項同額です。

13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料3億8,737万2,000円、2項手数料6,378万4,000円、総額を4億5,115万6,000円とするものです。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金4億8,847万3,000円、2項国庫補助金7億655万8,000円、3項委託金342万9,000円、総額を11億9,846万円とするものです。

15款道支出金につきましては、1項道負担金3億8,059万5,000円、2項道補助金1億2,205万1,000円、3項委託金6,021万7,000円、総額を5億6,286万3,000円とするものです。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入3,543万5,000円、2項財産

売払収入369万8,000円、総額を3,913万3,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、3,000円とするものです。1項同額です。

18款繰入金につきましては、4億5,915万3,000円とするものです。1項同額です。

19款繰越金につきましては、5,000万円とするものです。1項同額です。

20款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料60万2,000円、2項町預金利子52万円、3項貸付金元利収入2,316万8,000円、4項受託事業収入95万円、5項雑入1億6,014万5,000円、総額を1億8,538万5,000円とするものです。

21款町債につきましては、24億6,840万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計を153億6,100万円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

1款議会費につきましては、9,746万3,000円とするものです。1項同額です。

2款総務費につきましては、1項総務管理費25億6,322万8,000円、2項徴税費1,724万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費466万5,000円、4項選挙費1,214万8,000円、5項統計調査費1,508万4,000円、6項監査委員費204万4,000円、総額を26億1,441万3,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費20億6,123万7,000円、2項児童福祉費6億657万1,000円、総額を26億6,780万8,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費5億9,852万2,000円、2項清掃費8億4,245万2,000円、総額を14億4,097万4,000円とするものです。

5款労働費につきましては、4,601万7,000円とするものです。1項同額です。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費2億5,212万1,000円、2項林業費1億1,314万4,000円、総額を3億6,526万5,000円とするものです。

7款商工費につきましては、4億2,300万2,000円とするものです。1項同額です。

8款土木費につきましては、1項土木管理費786万円、2項道路橋りょう費9億3,365万4,000円、3項河川費1,971万4,000円、4項都市計画費1億9,491万2,000円、5項下水道費5億5,844万7,000円、6項住宅費6億980万円、総額を23億2,438万7,000円とするものです。

9款消防費につきましては、7億4,763万3,000円とするものです。1項同額です。

10款教育費につきましては、1項教育総務費1億6,347万8,000円、2項小学校費1億7,166万5,000円、3項中学校費5億5,796万3,000円、4項学校給食費8億5,554万9,000円、5項幼稚園費1,232万6,000円、6項社会教

育費1億8,632万6,000円、7項保健体育費4億2,967万4,000円、総額を23億7,698万1,000円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、300万円とするものです。1項同額です。

12款公債費につきましては、22億4,405万7,000円とするものです。1項同額です。

13款予備費につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計153億6,100万円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、第2表、継続費について御説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、(仮称)遠軽豊里IC道の駅・周辺施設基本設計業務委託から一番下の8款土木費6項住宅費、ふくろ団地公営住宅建設工事までの4事業につきましては、いずれも平成27、28年度の2か年度で実施するもので、総額、年割額につきましては記載のとおりであります。

次に、第3表、地方債について御説明いたします。

道の駅整備事業から一番下の臨時財政対策債まで23事業、合計を24億6,840万円とするものであります。

限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

最後に、平成27年度遠軽町一般会計予算のうち、主要な工事の概要は、赤番9、平成27年度遠軽町予算に関する資料(工事関係説明資料)により後ほど担当から御説明いたします。そのほかの事業内容につきましては、赤番8、平成27年度遠軽町予算に関する資料(事業別予算説明書)を参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長(渡辺喜代則君) 赤番9、平成27年度遠軽町予算に関する資料(工事関係説明資料)の説明をさせていただきます。

1ページをお開き願います。

生活安全灯改修工事につきまして御説明いたします。

2年前に大発生しましたマイマイガ対策も含めて、中心商店街の生活安全灯LED化改修工事が終了しましたので、位置図に表示のとおり、引き続き、それ以外の地域でのLED化を計画するものであります。

平成27年度は、1ページに記載のとおり、東小学校及び遠軽中学校周辺で14基28灯の水銀灯からLED灯への改修工事と、2ページに記載のとおり、遠軽南中学校校門前周辺で6基12灯の水銀灯からLED灯への改修工事を計画しております。

次に、3ページには生田原地域の改修工事位置図を表示しておりまして、平成27年度としては青池電器店地先交差点から生田原中学校地先交差点までの42基84灯の水銀灯からLED灯への改修工事を計画しております。

《平成27年3月11日》

次に、4ページは、白滝地域の改修工事位置図であります。道道白滝停車場線の祥巖寺地先から変電所地先と国道白滝鉄工地先の92基78灯の水銀灯からLED灯への改修工事を計画しております。

なお、今回の改修工事の中で、既存の92基を20基削減、撤去し、球数も2灯のものを1灯に変更を計画しております。

丸瀬布地域につきましては、改修工事ということではなく、当面は計画修繕で、平成27年から平成30年までの4か年で、67灯の水銀灯からLED灯への修繕を計画しております。

以上で生活安全灯改修工事の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 菊地保育課長。

○保育課長（菊地 隆君） 続きまして、保育課所管に係る工事について御説明申し上げます。

別紙赤番9の5ページをお開き願います。

安国保育所屋根改修工事についてであります。

工事箇所につきましては、位置図に丸で示しております遠軽生田原安国27番地2であります。

工事内容は、玄関、テラス等にかかっている屋根の破風部分が凍害等で腐食しているため、既存の壁にも悪影響を及ぼすことから、破風の取り替えを行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） 続きまして、商工観光課所管に係る工事について御説明申し上げます。

別紙、赤番9の6ページをお開き願います。

遠紋地域人材開発センター暖房設備改修工事についてであります。

工事箇所につきましては、位置図に丸で示しております遠軽町岩見通北10丁目であります。

工事内容につきましては、蒸気ボイラー及び真空ポンプの暖房設備が製造から22年を経過しておりまして、近年、基盤等の故障が生じておりますことから、今回、暖房設備の改修工事を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） 続きまして、農政林務課関係の工事概要について御説明いたします。

同じく、別紙、赤番9の7ページをお開き願います。

小規模土地改良事業、東町地区防災安全施設対策工事の位置図であります。

平成26年度に実施した中央幹線排水路転落防止施設整備工事に隣接する区域で、道道

遠軽安国線から比較的住宅が連単している区域までの上流170メートルの区間に、高さ1.1メートルの転落防止施設を整備するものであります。

次に、8ページをお開き願います。

町有林整備事業（遠軽地域）の位置図であります。

今年度予定しております事業は、はちみつの森づくり事業ということで、北海道養蜂協会青年部から、将来の蜜源となる木を町有林に植樹させていただきたいという申し入れが以前からございまして、これに協力することといたしまして、図面中央、丸斜線部の平成26年度皆伐した丸大地区の町有林1ヘクタールについて、地ごしらえを行うものであります。

次に、9ページをご覧ください。

同じく町有林整備事業（生田原地域）の位置図であります。

事業箇所は、豊原地区で2か所、図面中央右側の丸斜線部及び黒丸部分でありまして、樹種はカラマツ、事業内容は、植栽7ヘクタール、下刈り1.86ヘクタールを計画しております。

次に、10ページをお開き願います。

同じく町有林整備事業（丸瀬布地域）の位置図であります。

事業箇所は、大平、上武利地区の2か所でありまして、図面左側、丸斜線部分が大平地区で、事業内容は植栽、面積は4ヘクタール、樹種はカラマツを計画しております。

また、図面中央下の白丸部分が上武利地区でありまして、平成25年に植栽したものが、昨年春、干ばつのために枯れてしまうという被害を受けましたので、被害地造林として植栽するもので、面積は3.8ヘクタール、樹種はトドマツを計画しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） 続きまして、生田原総合支所所管に係る工事について御説明を申し上げます。

赤番9の11ページ、12ページをお開き願います。

生田原コミュニティセンター改修工事についてであります。

工事箇所につきましては、位置図に丸で示しております生田原温泉ホテルノースキングであります。

工事内容につきましては、玄関前のポーチの床の張り替え及び階段室の屋根の一部分をコーキングするものであります。

次に、13ページをお開きいただきたいと思っております。

いこいの森あずまや改修工事についてであります。

工事箇所につきましては、位置図に丸で示しております、いこいの森入口左側の部分であります。

工事内容につきましては、既存のあずまやの基礎の部分を残しまして、柱、屋根等を改

修するものでございます。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課長。

○建設課長（山本善宏君） 続きまして、建設課関係の工事概要について御説明いたします。

赤番 9、14 ページをご覧ください。

14 ページは、遠軽地域の道路橋りょう維持事業の位置図でございます。

図面番号①は、東 1 線道路オーバーレイ工事で、平成 25 年度繰越事業で実施した路面性状調査結果に基づき、ひび割れ、わだち掘れが著しいため実施する舗装補修事業でございます。右下凡例、工事内訳のとおり、車道表層オーバーレイ、延長 270 メートル、幅員 11.0 メートルでございます。

図面番号②は、市街地 34 号線通平和橋長寿命化工事で、遠軽町橋りょう長寿命化計画に基づき、サナブチ川に架かる平和橋の主桁一部破損、伸縮装置からの漏水に対処するため、右下凡例、工事内訳のとおり、橋長 35 メートル、幅員 6 メートルの橋梁について、コンクリート桁断面修復、伸縮装置取替、橋面防水等を実施するものでございます。

図面番号③は、豊里若松間道路覆道補修工事で、平成 24 年度繰越事業で実施した道路擁壁等点検結果に基づき、頂版目地の損傷が著しく、骨材落下の恐れのあることから、延長 170 メートル、幅員 6.5 メートルについて、コンクリート補修を実施するものでございます。

図面番号④は、中通排水整備工事で、既設トラフが一部破損するなど老朽化による劣化が著しく、歩行者等の通行に支障があるため、右下凡例、工事内訳のとおり、250 ミリ、円形側溝により、延長 95 メートルの両側について排水整備を実施するものです。

図面番号⑤は、丸大西 1 線道路側溝改修工事で、大雨時に耕作地から流出する雨水及び土砂が道路側溝や横断管を閉塞することから、かごマット 5 段積、延長 37 メートルを実施するものでございます。

図面番号⑥は、岩見通防護柵設置工事で、既存のガードケーブルが老朽化により安全性を保てないため更新するもので、工事内訳は、ガードケーブル延長 20 メートルでございます。

次に、15 ページは、遠軽地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、市街地 40 号道路改良舗装工事で、西町地区と市街地を結ぶ幹線道路であるとともに、岩瀬団地と当該地区の避難所を結ぶ唯一の道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、また、JR 踏切が狭く歩道もないことから、右下凡例、工事内訳のとおり、改良舗装延長 66 メートル、幅員 8 メートル、片側歩道 2.5 メートルの工事を実施するものでございます。

図面番号②は、西町 3 丁目 8 号通道路改良舗装工事で、現況は、未改良の防塵処理舗装であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しいことから、下水道工事とともに実施

するもので、右下凡例、工事内訳のとおり、改良舗装延長240メートル、幅員5.5メートルでございます。

図面番号③は、西町通学通道路改良舗装工事で、平成25年度に特別養護老人ホーム花の苑が建設され、増加した歩行者や自動車交通に対処するため、右下凡例、工事内訳のとおり、改良舗装延長108メートル、幅員8メートル、2.5メートルの両側歩道整備を実施するものでございます。

図面番号④は、福路39号線通道路改良舗装工事で、現況は未改良の砂利道路であり、ふくろ団地整備に伴い増加する歩行者や自動車交通に対応するため実施するもので、右下凡例、工事内訳のとおり、改良舗装延長120メートル、幅員8メートル、両側歩道2.5メートルを実施するものでございます。

図面番号⑤及び⑥は、平成23から27年度までの5か年計画の防衛施設周辺民生安定施設整備事業の向遠軽開拓道路道路改良工事で、現況は未改良の砂利道路であり、遠軽町清掃センターがあることから、廃棄物収集車や一般利用者等の交通量が多く、急カーブ、急勾配や砂じんによる視界不良が交通障害等になっていることから実施しているもので、右下凡例、工事内訳のとおり、⑤の平成26年度発注済みが、改良舗装延長436メートル、幅員5.5メートル、⑥の平成27年度前払金分が、改良舗装延長187メートル、幅員5.5メートルでございます。

16ページは、遠軽・生田原地域の東2線道路防雪工事（防雪柵）の位置図でございます。

図面番号①の東2線道路防雪工事は、道道遠軽安国線と国道242号を結ぶ幹線道路で、現況は車道幅員が狭く、交通安全上危険であることや、地吹雪により交通障害等が発生していることから、その解消を図るため実施するもので、右下凡例、工事内訳のとおり、改良舗装延長275メートル、幅員8メートル、片側歩道2.5メートル、防雪柵工一式を行うものでございます。

17ページは、白滝地域の白滝市街西線道路改良舗装工事の位置図でございます。

図面番号①の白滝市街西線道路改良舗装工事は、市街地と西区、川向地区を結ぶ唯一の連絡道路であり、平成27年度実施により全線完了予定で、工事内訳は、右下凡例のとおり、舗装新設延長175メートル、幅員7.5メートルでございます。

18ページは、遠軽地域の河川維持管理事業の位置図でございます。

図面番号①は、トーウンナイ川河川維持工事で、上流から土砂が河川に流入し、河川断面を閉塞していることから、大雨時の遠軽駐屯地及び住宅地並びに畑等への冠水を防止するため、右下凡例、工事内訳のとおり、伐木・土砂除去工延長200メートルを実施するものでございます。

図面番号②は、山の神川護岸工事で、現在進められている旭川紋別自動車道事業に伴い、補償工事として整備される普通河川瀬戸瀬内川に合流する山の神川の護岸を、補償工事に併せ、右下凡例、工事内訳のとおり、かごマット6段積、延長21メートル両岸を整

備するものでございます。

19ページは、生田原地域の地籍整備事業の位置図でございます。

地籍の明確化を図り、土地の実態把握のため、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき、負担金事業で実施するものです。

平成27年度事業内訳は、右下凡例のとおり、番号①、生田原伊吹2013-1地区、面積8.95平方キロメートル、番号②、生田原岩戸2014-1地区、面積9.58平方キロメートル、番号③、生田原八重2015-1地区、面積9.65平方キロメートルについて実施するものでございます。

20ページは、遠軽地域の街路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、3・6・9岩見通道路改良舗装工事で、道道遠軽雄武線と国道242号を結ぶ幹線道路であり、また、中心市街地から工業地区を連絡する道路ですが、現況は未改良の防じん処理舗装で路面状況も悪く、幅員も狭いため、交通安全上危険であることから、右下凡例工事内訳のとおり、改良舗装延長260メートル、幅員8.5メートル、2.5メートルの両側歩道整備を実施するものでございます。

図面番号②は、北2丁目通交通バリアフリー歩道整備工事で、バリアフリー新法に基づき、国から遠軽町が指定を受けた特定道路において、個人の車両出入口の勾配緩和を基本に、高齢者、障がい者等が安心・安全に通行できる歩道を確保するため、右下凡例、工事内訳のとおり、歩道整備延長50メートル、幅員2から3メートル両側の局部整備を、昨年引き続き実施するものでございます。

21ページは、遠軽地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①は、ふくろ団地公営住宅建設工事で、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、学田団地の移転促進、山の手団地長寿命化改修工事及び町営住宅不足に対応するため、右下凡例のとおり、ふくろ団地2号棟、鉄筋コンクリート造5階建1棟25戸、延床面積2,700平米及び団地内通路等の外構附帯工事を2か年計画で実施するものでございます。22ページが配置図、23ページが平面図、24ページが立面図でございます。

21ページに戻りまして、図面番号②は、学田団地公営住宅解体工事で、右下凡例のとおり、簡易耐火構造平屋建4棟16戸を、老朽化が著しいことから解体撤去を実施するものです。

次に、飛びまして25ページは、生田原地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①は、栄行団地公営住宅建設工事で、栄行団地は、昭和47から61年度まで建設された簡易耐火構造平屋建9棟35戸で、老朽化が著しいことから、平成24から26年度の建設に引き続き、右下凡例のとおり、4号棟、木造平屋建1棟4戸、延床面積238平米の建設を、外構工事を含め実施するものでございます。26ページが配置図、27ページが平面図、28ページが立面図でございます。

《平成27年3月11日》

25ページに戻りまして、図面番号②は、栄行団地公営住宅解体工事で、右下凡例のとおり、簡易耐火構造平屋建1棟4戸について、老朽化が著しいことから解体撤去を実施するものでございます。

次に、飛びまして29ページは、生田原地域の学校通団地公営住宅大規模改修工事の位置図でございます。

図面番号①の学校通団地公営住宅大規模改修工事は、屋根及び外壁の劣化が著しいことから行う平成26から28年度まで、3か年計画の2か年目の事業で、右下凡例のとおり、屋根・外壁改修を、耐火構造2階建1棟8戸、延床面積670平米について実施するものでございます。

30ページは、丸瀬布地域の水谷団地公営住宅解体工事の位置図でございます。

図面番号①の水谷団地公営住宅解体工事は、右下凡例のとおり、簡易耐火構造平屋建2棟8戸について、老朽化が著しいことから解体撤去を実施するものでございます。

31ページは、白滝地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①は、あけぼの団地公営住宅建設工事で、あけぼの団地は、昭和47から53年度まで建設された、簡易耐火構造12棟48戸で、老朽化が著しいことから、平成19から23年度までの3棟6戸の建設に引き続き実施するもので、右下凡例のとおり、4号棟木造平屋建1棟4戸、延床面積321平米及び外構工事を含め実施するものでございます。32ページが配置図、33ページが平面図、34ページが立面図でございます。

31ページに戻りまして、図面番号②は、あけぼの団地公営住宅解体工事で、右下凡例のとおり、簡易耐火構造平屋建1棟4戸について、老朽化が著しいことから解体撤去を実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 大貫教育部総務課長。

○教育部総務課長（大貫雅英君） 次に、教育委員会総務課に関して説明させていただきます。

35ページから説明させていただきます。

35ページは、教職員住宅建設工事の位置図でございまして、左側が現在の生田原小学校の校長住宅でございます。右側が現在の安国小学校の校長住宅の位置でございます。

次のページが平面図でございまして、延べ床面積89.43平方メートルでございます。

その次のページが立面図でございます。

続きまして、次のページ、38ページをご覧ください。

中学校の建設事業に係る位置図でございまして、右側中央の①が遠軽中学校の建設事業に係る位置図でございまして、左側下部の②が南中学校でございます。

それでは、まず、遠軽中学校大規模改修工事につきまして御説明いたします。

39ページをご覧ください。

平成27年度の工事につきましては、網かけをしてございます特別教室棟、武道場、渡り廊下、機械室棟を改修するものでございます。

工事概要につきましては、耐震補強として鉄筋コンクリート耐震壁の新設、機械室の煙突の撤去、塗装改修として内部・外部の塗装、外部建具改修としましてサッシ等の改修、トイレ改修としまして和式便器を洋式便器への改修、照明設備改修としまして各照明器具の改修、暖房設備改修としまして、武道場につきましては高温風型を、そのほかにつきましてはFFストーブへの改修ということでございます。また、受変電設備の改修を行うことになってございます。

次のページが南中学校の耐震工事についての説明でございます。

40ページをご覧ください。

南中学校の平面図でございまして、網かけをしてございます普通教室棟Aと屋内体育館の耐震改修を行うものでございまして、工事概要としましては、普通教室棟Aにつきましては、外付鉄骨筋かいの新設、鉄筋コンクリート耐震壁の新設、煙突の撤去でございまして、屋内体育館につきましては、壁筋かい溶接補強をするものでございます。

41ページが立面図でございまして、外付鉄骨筋かいの新設に伴う改修工事後のイメージ像でございます。

以上で終わります。

○議長（前田篤秀君） 藤本教育部総務課参事。

○教育部総務課参事（藤本陽一君） 続きまして、丸瀬布学校給食センター建設工事につきまして御説明いたします。

赤番9の42ページから44ページになります。

42ページの配置図をご覧くださいと思います。

建設場所につきましては、左上の地図に、小さいのですが斜線で塗りつぶしているところでありまして、丸瀬布新町97番地、100番地になります。

概要につきましては、構造は鉄筋コンクリート造平屋建1棟、床面積851平方メートルでございます。

43ページの平面図をご覧ください。

作業する場所は、各部屋に分かれていまして、図面右の荷受室、検収室、下処理室などの汚染地域と調理室、配膳室などの非汚染地域に調理員等が出入りできないようになっておりまして、食材の移動は、受け渡しハッチやパススルー冷蔵庫を使い行うものであります。

また、調理室には、アレルギー物質を含んでいる食材とまざらないように、アレルギー食用の調理室を設けています。

さらに、冷ましてから調理する和え物は、熱や蒸気の影響を受けないように部屋を設けております。

洗浄した食器、食缶につきましては、カートで消毒保管庫に収納するものとしておりま

す。

配送による給食の提供になりますので、配送車が出入りするスペースを設けております。

そのほか、事務室や見学ホール、会議室を設けております。

単独で運営される施設でありますので、受変電施設、給水施設などについても設置いたします。

床につきましては、床が乾いている状態のドライ方式を採用しております。

設計に当たりましては、保健所や北海道教育局の指導を受けているところでございます。

44ページは立面図になりますので、参照願います。

施設本体につきましては、平成27年度に完了することになりますが、外構工事につきましては平成28年度で行うことで計画をしております。

以上が丸瀬布給食センター建設工事の概要であります。

○議長（前田篤秀君） 門脇教育部社会教育課参事。

○教育部社会教育課参事（門脇和仁君） それでは、社会体育関連の工事について御説明をいたします。

45ページをお開き願います。

福路2丁目に建設を計画しております（仮称）スポーツ広場の平成27年度の工事について御説明をいたします。

図面左上に位置図を、中央に平面図を、中央左に完成標準定規図を、下段に断面図を配置しております。

人口芝コートの配置につきましては、日本サッカー協会、日本ラグビー協会が推奨しております、選手に対しまして西日の影響を受けないよう南北に縦長の配置としておりますことから、ちょうど福路中央線に並行に2面の配置となっております。

工事につきましては、平面図のAからAダッシュ地点までの斜線部分の地盤を切盛土する工事でありまして、下段の断面図にあります、縦線になっている部分が切り土で、斜め線になっている部分が盛土となっております。

断面図中央のコート（人工芝）と記載されていますところに、その下にグレーで網かけしている部分につきましては、サッカー、ラグビーコート2面の暗渠排水、雨水排水及び一部路盤工の下地整備を行うこととしております。

続きまして、昨日配付いたしました工事関係説明資料の追加資料について御説明いたします。

追加資料45-2につきましては、赤番9の45ページの図、これを右に90度回転させ、左側に町道福路中央通を配置し、民地との境界をわかりやすくした拡大図面となっております。

図面の下段のBからBダッシュ、断面図の右側を、ご覧のとおり、正規のコートサイ

ズ、それから安全領域、観覧スペース、管理用通路をおさめますと、民地界から最大17メートル食い込むような形となりますことから、民地購入を含めた配置となってございます。

1枚おめくりいただきたいと思ます。

追加資料45-3についてであります、この図面につきましては、仮に観覧スペースなどを削って、民地にできるだけかからないようにした場合、図面右下の囲みの部分に記載のとおり、コートと民地に高低差があるため、延長45メートルほどの擁壁を設置しなければならず、その費用につきましては300万円程度かかること、また、民地へのボールの進入防止のため、延長172メートルの耗弱、およそ10メートル程度になるかと思うのですが、フェンスの設置が必要となりますため、3,000万円程度の費用が多くかかることとなります。

また、この状況ですと、配置的にも十分なスペースがとれず、コートサイドには通路も回せず、観覧スペースも確保できない状況にありますことから、民地を含めた中で配置するという形となっております。

続きまして、赤番9の46ページをご覧ください。

えんがる湧別川多目的広場ラグビーポール設置工事についてであります、図面、湧別川河川敷地内下流にあります、①と表示されている部分が設置場所になります。ここにステンレス製のラグビーポール1組2基を設置するものでありまして、固定されるタイプではなく、5メートル程度のポールをつなぎ合わせて作成し、取り外しが可能なラグビーポールとなっております。

なお、使用しない場合につきましては、ポール収納ができる保管庫を敷地内に設置して、格納したいというふうに考えております。

説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 佐川図書館長。

○図書館長（佐川哲史君） 続きまして、赤番9、47ページは、来年度、図書館（室）管理運営事業で予定している工事実施場所を示したものです。

場所は、位置図中央に丸囲いしてあります生田原図書館です。

工事内容は、現行の屋上防水が劣化して雨漏り等が起きているため、その改修と、汚水・排水管の傾斜等が凍上等により緩くなり、汚水の詰まり等が見られるため、その改修を行う工事であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 11時20分まで暫時休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第24号平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,724万4,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の総額の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を1億円と定めるものです。

国保の1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算、1、歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税につきましては、4億22万5,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、23万円とするものです。1項同額です。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金4億1,924万7,000円、2項国庫補助金8,966万8,000円、総額を5億891万5,000円とするものです。

4款療養給付費交付金につきましては、6,475万7,000円とするものです。1項同額です。

5款前期高齢者交付金につきましては、7億3,369万6,000円とするものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金1,553万5,000円、2項道補助金1億1,972万8,000円、総額を1億3,526万3,000円とするものです。

7款共同事業交付金につきましては、5億9,408万4,000円とするものです。1項同額です。

8款財産収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

9款繰入金につきましては、3億5,976万1,000円とするものです。1項同額です。

10款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

11款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料30万4,000円、2項受託事業収入1,000円、3項雑入6,000円、総額を31万1,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を27億9,724万4,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

国保の2ページをお開き願います。

2、歳出。

1款総務費につきましては、1項総務管理費2,911万3,000円、2項徴税费15

《平成27年3月11日》

3万9,000円、3項運営協議会費15万3,000円、4項特別対策事業費1,218万円、総額を4,298万5,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費15億1,363万1,000円、2項高額療養費2億516万6,000円、3項移送費30万円、4項出産育児諸費840万5,000円、5項葬祭諸費120万円、総額を17億2,870万2,000円とするものです。

3款後期高齢者支援金等につきましては、2億8,118万7,000円とするものです。1項同額です。

4款前期高齢者納付金等につきましては、14万1,000円とするものです。1項同額です。

5款老人保健拠出金につきましては、1万6,000円とするものです。1項同額です。

6款介護納付金につきましては、1億239万円とするものです。1項同額です。

7款共同事業拠出金につきましては、6億2,199万6,000円とするものです。1項同額です。

8款保健事業費につきましては、1項保健事業費638万3,000円、2項特定健康診査等事業費1,120万7,000円、総額を1,759万円とするものです。

9款公債費につきましては、4万1,000円とするものです。1項同額です。

10款諸支出金につきましては、209万6,000円とするものです。1項同額です。

11款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を27億9,724万4,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊、赤番8、平成27年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書、326ページから328ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第25号平成27年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

平成27年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億362万1,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

後期高齢の1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算、歳入から御説明いたします。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、2億274万8,000円とするものです。

《平成27年3月11日》

す。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、2万円とするものです。1項同額です。

3款広域連合交付金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

4款繰入金につきましては、1億84万5,000円とするものです。1項同額です。

5款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金2,000円、3項雑入2,000円、総額を6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を3億362万1,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2、歳出。

1款総務費につきましては、1項総務管理費201万1,000円、2項徴収費21万8,000円、総額を222万9,000円とするものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3億76万7,000円とするものです。1項同額です。

3款諸支出金につきましては、52万5,000円とするものです。1項同額です。

4款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を3億362万1,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊、赤番8、平成27年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書329ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議案第26号平成27年度遠軽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

平成27年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,657万4,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

次のページをお開き願います。

予算書の1ページ、第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款介護保険料につきましては、2億8,024万5,000円とするものです。1項同額です。

2款分担金及び負担金につきましては、853万1,000円とするものです。1項同

《平成27年3月11日》

額です。

3款使用料及び手数料につきましては、493万4,000円とするものです。1項同額です。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金2億7,364万9,000円、2項国庫補助金1億3,996万6,000円、総額を4億1,361万5,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、4億3,380万9,000円とするものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金2億2,436万8,000円、2項道補助金776万9,000円、総額を2億3,213万7,000円とするものです。

7款財産収入につきましては、5万1,000円とするものです。1項同額です。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金2億3,719万1,000円、2項基金繰入金1,605万6,000円、総額を2億5,324万7,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

10款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項雑入3,000円、総額を4,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を16億2,657万4,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費942万7,000円、2項徴収費60万4,000円、3項介護認定諸費2,678万2,000円、4項趣旨普及費53万9,000円、総額を3,735万2,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費14億415万2,000円、2項高額介護サービス等費3,350万円、3項高額医療合算介護サービス等費600万円、4項特定入所者介護サービス等費8,711万3,000円、5項その他諸費160万5,000円、総額を15億3,237万円とするものです。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防事業費1,704万3,000円、2項包括的支援・任意事業費3,936万5,000円、総額を5,640万8,000円とするものです。

4款基金積立金につきましては、5万1,000円とするものです。1項同額です。

5款公債費につきましては、8万3,000円とするものです。1項同額です。

6款諸支出金につきましては、21万円とするものです。1項同額です。

7款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を16億2,657万4,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

事業の内容につきましては、赤番8、平成27年度遠軽町予算に関する資料を御参照願

います。

以上で御説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第27号平成27年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算について御説明いたします。

平成27年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ750万5,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

地方債につきましては、「第2表地方債」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を200万円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1、歳入。

1款分担金及び負担金につきましては、5万円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、1項使用料81万8,000円、2項手数料2,000円、総額を82万円とするものです。

3款繰入金につきましては、393万3,000円とするものです。1項同額です。

4款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5款諸収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款町債につきましては、270万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計を750万5,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2、歳出。

1款個別排水処理費につきましては、533万4,000円とするものです。1項同額です。

2款公債費につきましては、212万1,000円とするものです。1項同額です。

3款予備費につきましては、5万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を750万5,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、3ページの第2表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、個別排水処理施設整備事業の限度額を270万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

《平成27年3月11日》

また、予算の詳細につきましては、別冊、赤番8、平成27年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書332ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 議案第28号平成27年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算について御説明いたします。

平成27年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ820万円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款繰入金につきましては、820万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計を820万円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2、歳出。

1款公債費につきましては、820万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を820万円とし、歳入歳出同額とするものです。

事業の内容につきましては、赤番8、平成27年度遠軽町予算に関する資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第29号平成27年度遠軽町水道事業会計予算について御説明いたします。

別紙、赤番7、遠軽町企業会計予算書の1ページをお開きください。

平成27年度遠軽町水道事業会計予算は、第1条で次のとおり定めるものであります。

第2条、業務の予定量は、給水戸数9,528戸、年間給水量を172万4,160立方メートル、一日平均給水量を4,724立法メートルとし、主要な建設改良工事は、フロキュレーター減速機更新工事、簡易水道浄水場建設工事、簡易水道配水池増設工事、水道管布設替工事であります。

第3条は、収益的収入及び支出であります。

収入につきましては、第1款水道事業収益は、第1項営業収益に5億4,393万円及び第2項営業外収益を7,504万8,000円とし、総額を6億1,897万8,000円とするものであります。

次に、支出であります。第1款水道事業費用は、第1項営業費用に4億9,869万

《平成27年3月11日》

5,000円、第2項営業外費用に4,283万6,000円及び第3項に予備費を300万円とし、総額を5億4,453万1,000円とするものであります。

第4条は、資本的収入及び支出であります。

収入の第1款資本的収入は、第1項企業債に1億7,900万円、第2項国庫補助金に5,030万円、第3項他会計補助金に926万7,000円及び第4項工事負担金を265万8,000円とし、総額を2億4,122万5,000円とするものであります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は、第1項建設改良費に3億896万円及び、次のページをお開きください。第2項企業債償還金を1億555万4,000円とし、前のページに戻りまして、総額を4億1,451万4,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,328万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億490万3,000円、当年度分損益勘定留保資金5,547万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,291万6,000円で補填するものであります。

次のページをお開きください。

第5条は企業債でありまして、上水道整備事業において1,820万円、簡易水道整備事業において1億6,080万円を限度としております。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでありますので、御参照願います。

第6条、一時借入金につきましては、2億円を限度としております。

第7条から第9条までの説明は、省略させていただきます。

3ページの実施計画以降の説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、主な事業について御説明いたします。

別紙、赤番9、平成27年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料48ページをお開き願います。

遠軽地域の水道管布設工事位置図であります。

図面①番は、西町通学通水道管布設工事でありまして、道路工事に合わせて行うものであります。水道用配水ポリ管、管径75ミリメートル、延長65メートルを布設するものであります。

図面②番は、福路39号線通水道管布設工事でありまして、道路の新設改良に伴うものであります。水道用配水ポリ管、管径50ミリメートル、延長110メートルを布設するものであります。

図面③番は、道道遠軽雄武線水道管布設替工事でありまして、昨年6月に自然破損した水道管の布設替であります。水道用配水ポリ管、管径150ミリメートル、延長140メートルを布設するものであります。

《平成27年3月11日》

49ページをお開きください。

図面④番は、道道奥瀬戸瀬戸瀬戸停車場線水道管布設替工事でありまして、旭川紋別自動車道瀬戸瀬戸ICのアクセスとなる道道奥瀬戸瀬戸瀬戸停車場線の改良工事に伴い、既設の水道管移設を補償により行うものであります。水道用配水ポリ管、管径50ミリメートル、延長170メートルを布設するものです。

50ページ及び51ページは、生田原配水池増設工事及び生田原浄水場配水管布設工事に係る位置図及び詳細図であります。

図面⑤番の生田原配水池増設工事につきましては、配水池を増設するものであります。配水池の容量は、210立方メートルであります。また、管理道路、幅員3メートル、延長220メートルを整備するものであります。

図面6番は、生田原浄水場送配水管布設工事でありまして、送水管、管径100ミリメートル、延長417メートルを布設し、配水管、管径200ミリメートル、延長480メートルを布設替するものであります。

52ページ及び53ページは、安国浄水場建設工事に係る位置図及び詳細図であります。

図面⑦番は、安国浄水場建設工事の位置図でありまして、町道水穂東4線に隣接した位置図で示した位置であります。今年度に浄水場建設工事の実設計画委託業務を実施してから、同年度に浄水場建設工事としてRC造の取水施設及び浄水施設の一部を建設するものであります。

54ページ及び55ページは、清川頭首工転倒ゲート改修工事の位置図及び詳細図であります。

図面⑧番は、清川頭首工転倒ゲート改修工事でありまして、河川水を取り込むための装置であり、設置後30年を経過し老朽化していることから、油圧ユニット、油圧シリンダ、油圧配管などを更新するものであります。

以上で説明を終わります。

引き続きまして、議案第30号平成27年度遠軽町下水道事業会計予算について御説明いたします。

別紙、赤番7、遠軽町企業会計予算書の24ページをお開き願います。

平成27年度遠軽町下水道事業会計予算は、第1条で次のとおり定めるものであります。

第2条の業務の予定量は、排水戸数を6,636戸、年間有収水量を135万9,612立方メートル、一日平均有収水量を3,725立法メートルとし、主要な建設改良工事は、遠軽下水処理センター監視制御設備更新工事委託、遠軽下水処理センター建設工事、公共下水道管渠工事であります。

第3条は、収益的収入及び支出であります。

収入につきましては、第1款下水道事業収益は、第1項営業収益に4億132万5,0

《平成27年3月11日》

00円及び第2項営業外収益を7億6,698万7,000円とし、総額を11億6,831万2,000円とするものであります。

次に、支出であります。第1款下水道事業費用は、第1項営業費用に8億3,425万2,000円、第2項営業外費用に1億752万1,000円及び第3項予備費を200万円とし、総額を9億4,377万3,000円とするものであります。

第4条は、資本的収入及び支出であります。

収入の第1款資本的収入は、第1項企業債に3億290万円、第2項国庫補助金に2億7,150万円、第3項他会計補助金に4,980万9,000円及び第4項分担金及び負担金を335万6,000円とし、総額を6億2,756万5,000円とするものであります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は、次のページに移りまして、第1項建設改良費に5億8,174万円及び第2項企業債償還金を4億2,704万8,000円とし、前ページに戻りまして、総額を10億878万8,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億8,122万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金285万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,361万2,000円、繰越利益剰余金処分額1億415万5,000円、当年度分利益剰余金処分額8,156万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,904万3,000円で補填するものです。

次のページをお開き願います。

第5条の債務負担行為は、水洗化等工事資金利子補給でありまして、平成27年度融資分であります。期間は、平成27年度から平成32年度まででございます。限度額は、借入期間中における融資残高に対する利子相当額であります。

第6条は企業債でありまして、公共下水道整備事業において3億290万円、下水道事業債において2,420万円を限度としております。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでありますので、御参照願います。

第7条、一時借入金につきましては、3億5,000万円を限度としております。

8条から9条までの説明は、省略させていただきます。

また、27ページの実施計画以降の説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、下水道事業に係る主な事業について御説明いたします。

別紙、赤番9、平成27年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料の56ページをお開き願います。

56ページは、下水道事業位置図及び工事施工箇所図であります。

図面①番は、西町3丁目8号通公共下水道工事でありまして、道路改良工事に合わせ、下水道整備を行うものであります。汚水管、管径150ミリメートル、延長190メートル

《平成27年3月11日》

ルを整備するものであります。

図面②番は、福路39号線通公共下水道工事でありまして、道路の新設改良に伴い下水道整備を行うものであります。污水管、管径150ミリメートル、延長105メートル、雨水管、管径500ミリメートル、延長105メートルを整備するものであります。

図面③番は、スポーツ公園通公共下水道工事でありまして、旭川紋別自動車道（仮称）遠軽豊里IC周辺整備に伴い、汚水量の増加が見込まれることから、圧送管を増設するものであります。污水圧送管、管径150ミリメートル、延長100メートルを布設するものであります。

図面④番は、南町ポンプ場建設工事であります。

57ページをご覧ください。

右断面図下に新たに污水ポンプを増設し、増加する汚水量に対応するものです。それにより、低圧受電から高圧受電となるため、既設計器盤等の機器を改修するものです。

図面左、斜線表示部分に、受変電棟の増設に伴い、新たに受変電室を増設するものです。

前ページに戻りまして、図面⑤番は、国道242号（大通北8丁目）公共下水道工事でありまして、雨水処理の雨水管、管径1,000ミリメートルから1,100ミリメートルを、推進工法により延長18メートル整備するものです。

図面⑥番は、岩見通公共下水道工事でありまして、街路事業による道路改良工事に合わせて整備するものであります。雨水管、管径600ミリメートルから700ミリメートルを、延長190メートルを布設するものであります。

図面⑦番は、遠軽下水処理センター建設工事（継続）でありまして、4池目の水処理施設の機械・電気の設備工事であります。

図面⑧番は、遠軽下水処理センター建設工事であります。4池目の最終沈殿池に処理水の流速を調整する整流壁を設けるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、予算の説明を終わります。

◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

平成27年度各会計予算8件につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

《平成27年3月11日》

暫時休憩いたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時29分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩上議員が出席です。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に今村議員、副委員長に黒坂議員が選出されましたので、御報告いたします。

◎日程第36 一般質問

○議長（前田篤秀君） 日程第36 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、稲場議員。

○4番（稲場仁子君） ー登壇ー

通告書に基づきまして、一般質問をいたします。

合併10年を迎えるに当たってです。

遠軽町は、今年10月1日で合併から10年、一つの節目を迎えます。

記念行事として、NHKのど自慢大会や札幌交響楽団の演奏会が予定されていますが、遠軽町として合併10周年を記念するセレモニーを行う考えはありませんか。

合併協定書で、町民憲章、町木、町花などは新町で定めるとしたものの、未だ制定されていないことから、10月1日に向け早急に取り組む考え方はありませんか。

また、地域審議会の設置期間は、平成28年3月31日までとなっています。第2次遠軽町総合計画も策定され、今後10年のまちづくり、地域コミュニティの拡大・強化を考えたとき、その在り方も含め、地域審議会に代わる新たな組織を作る考えはありませんか。

町長の見解をお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

稲場議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、1点目の遠軽町として合併10周年を記念するセレモニーを行う考えはどの御質問につきましても、セレモニーという形式にこだわることなく、現在予定している記念行事を含め、遠軽町の魅力を効果的に発信するとともに、ふるさとへの愛着が高められ、町民の皆さんと一体感を共有できる事業を検討しているところでありますので、御理解を願います。

2点目の町民憲章、町木、町花などの制定の考えはとの御質問につきましては、合併協議の慣行の取扱いにおきまして、新町において新たに定めると協議されております。

合併前の4町村での制定の経過を見ますと、旧生田原町が開町50周年、旧遠軽町が開基100年、旧丸瀬布町が開町70周年、旧白滝村が開村30周年の際、いずれも各周年事業の際、歴史、風土を踏まえながら定められております。

これらの経過を見ますと、一定の機運、タイミングを踏まえ制定しており、制定後は、その自治体のシンボルとして後世に引き継がれることになることから、10月1日にこだわることなく、検討する機関を設置するとともに、いろいろな場面で皆さんの御意見をお伺いしながら検討してまいりますので、御理解を願います。

次に、3点目の地域審議会に代わる新たな組織の考えはとの御質問についてであります。御存じのように、遠軽町地域審議会については、市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして、合併前の4町村の合併協議により、それぞれの町村の議会の議決を経まして各地域に設置されたものであります。

設置期間については、合併日であります平成17年10月1日から平成28年3月31日までの約10年間であり、現在の地域審議会委員の皆さんの任期満了で設置期間の終了となります。

地域審議会の今後の在り方につきましては、昨年開催いたしました地域審議会におきまして委員の皆さんの御意見をいただいたところでありまして、広報1月号にも地域審議会だよりとして掲載させていただきましたが、意見としましては、地域の人が町と話し合う機会として何らかの組織は残したほうがよい、今までは合併後の地域のためであったが、これからはまちづくりのための組織の位置付けとして必要、また、委員の選出に当たっては幅広く選出してほしい、さらに、年齢層も若い世代で、また、地域審議会の設置期間が来ることで本来の役目は終えるものだと思うが、皆の考える形のものであればあってもよい、また、現在の形では地域の声が反映されているか疑問、現在の形のままで残すのであれば不要など、各委員からさまざまな御意見をいただいているところであります。

新たな組織を作る考えはとの御質問ですが、これまでの10年間の地域審議会の役割を踏まえ、これからは一つの町として一体感を求めていくのも重要ですが、何らかの形で地域の皆様の声を聞く機会も必要と思っておりますし、既に各地域審議会において、新たな10年に向けて一つの町となっていけるような組織の設置を検討するとお話ししてきておりますので、御理解を願います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） まず、セレモニーと、慣例の、未だ制定されていない部分なのですけれども、形式にこだわらずということで、のど自慢大会は、確か11月に行われると聞いています。札響の演奏会が、ちょっと日にちは聞いていなかったのですけれども、例えば札響の演奏会が開催される前に、町長の方から10周年を記念して何か一言御挨拶す

るとか、そういうようなことは検討されているのですか。大体何月ごろに、演奏会の方についてはやる予定なのでしょう。

○議長（前田篤秀君） 佐藤社会教育課長。

○教育部社会教育課長（佐藤祐治君） 今の稲場議員の御質問にお答えします。

現在、8月20日を予定しているところでございます。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） そうすると、11月の行事と8月20日の行事をもって10周年の、記念と言っていいのでしょうか、その行事をもってセレモニーに替えるという考え方ということなのだと思うのですが、10年間、確かに開基50年、100年という部分を見ると、10年というのは短いかもしれないですが、やはり、合併というものがあって、この10年間、一体感の醸成を目指してやってきたということで、本当に、お金をかけて盛大にということではないですが、何かしら町として10月1日に、簡単な記念式典というものをやっていただきたいなと私は考えております。その上で、先ほど慣例の部分で未だ決定されていないものについて早急に決定して、そこで皆さんにお披露目をする、それもまた、町花、町木など町民憲章についてもそうですけれども、一つのそういうシンボルのもとに集まるという部分では、大事なことはないのかなと思います。

過去の歴史で生田原50年、遠軽100年云々という御説明がありましたけれども、この合併10年というのは一つの大きな節目だと思うのですが、今後そういう大きな節目に制定するという考え方で、今現在は全く取り組んでいないということなのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 1点目のセレモニーの関係でありますけれども、先ほどお話しした北部方面本部、また、札響のほかに記念講演等も考えております。ただ、講師の方の日程とか、その方法について検討中でありまして、必ずしも10月1日ということになるとは限らないという考えであります。

2点目の慣行の取り扱いの部分の町木、町花の部分でありますけれども、先ほど町長の方からもありましたけれども、長い歳月をかけて、それぞれの歴史風土を踏まえ定められているのが実情であります。

遠軽町としましても、先ほど町長の答弁であったとおり、検討する期間を設けるということで考えております。ただ、これからその期間を設けたとしても、10月1日に拙速に定めるということではなくて、例えば地域審議会とか、いろいろな場面の中でも意見を伺いながら検討していきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） セレモニーに対しては、10月1日ということにはならないとい

う部分では致し方ないのかなという部分はございますけれども、町民憲章、町花、町木、歴史の中でということですが、もともと遠軽町として一つだった町が幾つかに分かれ、それがまた一つになったという部分で、もちろん旧町村で制定されてきたものなども尊重しなければならないでしょうし、多様な意見があるとは思いますが。ただ、どういうものに決めたところで100%の賛成ということはありませんので、それは、どこかでやはり一つの決定を見ていかなければならないものだと思います。

考え方としては、本町である遠軽のものをメインとしながら、旧町村の部分も尊重するという意味では、例えば町民憲章等は、昨年、行政視察に行ったときには、新しい町民憲章と、合併したところなのですから、古い、以前の町民憲章と、二つ並べて置いてあるところもございました。だから、全てを全く新しいものに塗りかえるということではなく、そういう考え方もあると思いますし、例えば町花、町木というのは一つのシンボルです。遠軽町の、以前はヒマワリだったような気がしますけれども、今はコスモスに力を入れているので、コスモスでもいいかなと。そういう地域ごとの、今までの歴史やそういうものを大事にしたいのであれば、例えばサブ的に、木、花にこだわらず、「など」となっていますので、例えば丸瀬布でしたら昆虫にしましょうとか、白滝でしたら黒曜石にしましょうとか、そういうサブ的なものを、遠軽町全体として一つ定めたほかに地域でそういうものを作ってもらおうとかという考え方もあると思うのですが、その辺の検討は全く、これから機関を作ることなので、今現在は全く検討されていないのかなと思うのですが、そういう部分について検討するお考えはありませんでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 課長が申し上げましたけれども、私も最初の答弁で検討する機関を設置すると申しております。その前段としても、稲場議員のおっしゃる、今のお話ですと、本町である遠軽町を中心としながら云々という、いろいろな考えもあるというの……（稲場議員「一つの考えです」と呼ぶ）それも一つでよろしいと思います。ただ、そういうことを踏まえて、全部、これからの機関で設置するべきだというふうに思います。

そして、これにつきましては、やはり、合併していない過去の、我々の、例えば旧遠軽町、旧生田原町、旧丸瀬布町、分村していったわけですね。それよりも、そこでもやっぱり、これも最初に言いましたけれども、50年とか70年とか100年かかって決めているのです。やっぱり、我々は今、また合併したところですから、さらにこれは、僕は難しいというふうに考えています。やはり皆さん各地域いろいろな、今までの愛着もありますから、そういったことも踏まえてやはり、これからゆっくり考えていけばいいもののかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 町長のおっしゃることもわからないわけではないです。もちろ

ん、遠軽のものを中心にしてと申し上げたのは、一つの例として申し上げたわけであって、私自身が旧遠軽のものをそのままということにこだわっているわけではございません。

では、見通しとして、これからそういう機関を立ち上げて、いろいろなところで意見をもらいつつ、大体どのぐらいの時点で制定したいと今はお考えになられているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） また同じになりますけれども、ですから、そういったものは、やはりこれから皆さんでじっくり考えないと、制定していないところもあると思うのです。そういう考えだって出てくるはずなのです。何か、特に財源の問題があって、今すぐやらなければ町がデメリットになるとかという話でもないので、別にそこは私は今、新たなそういう方々の中で、いついつまでとかと、決まるかもしれないし、決まらなくても私はいいのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 確かに制定しないというのも一つの決め方ですし、これについては、これ以上言っても同じことの繰り返しになりますので、ここで……。できることであれば、多くの方の支持を得ながら早目に決めることができれば何よりかとは思いますが。

続いて、地域審議会の方に移りたいと思います。

先ほどのお話では何らかの地域審議会にかわるものを作っていくという方向で地域審議会の中でも町長の方からお話ししているということで、ちょっと確認ですけれども、それでよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 地域審議会の今後の在り方という形で、先ほど町長からも言いましたけれども、昨年度の、平成26年度の地域審議会におきまして、地域審議会の皆様からそういう御意見をいただいておりますので、その町の考え方といたしまして、何らかの形で置きたいということで町長からお答えしておりますので、平成27年度中になるとは思いますけれども、いろいろな面から調査しながら、平成28年度以降、設置するような形でちょっと考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） それについては了解いたしました。

それでは、在り方も含めてということで、先ほどの町長の答弁の中でも、今の地域審議会だったとしてもいいという意見があったというお話がございましたけれども、私自身、毎回傍聴したわけではないので、全てがそうだったとは言えないですけれども、どうも見ていると、行政側からの説明と、あとは要望を受けるという部分にとどまっていたの

かなど。本来、答申というものも地域審議会の一つの役割だったと思うのですけれども、あまりそういうこともなされてこなかったのではないかなというふうに考えております。

今後、地域審議会に代わる組織を作るという部分で、その在り方なのですけれども、地域コミュニティという部分で、なるべく地域のことは地域で決定できるような、もちろん予算の関係だとか、いろいろな部分で制約があって、全てがそうできるということではないですけれども、ある程度地域のことは地域の中で話し合っ、方向性を決められるような、そういう組織であってほしいなと思うのですけれども、そういう点に関しては、今、町として、これから作る機関ですので、まだ詳しい部分はこれからなのかもしれませんけれども、町としてその点はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 今、稲場議員言われたような形で、現在ある地域審議会、町長の諮問において答申という形ではございました。ただ、町といたしましても、その辺につきましても、ざっくりばらんに皆さんの御意見をお伺いするという組織で考えておりました、町の方から一方的な説明になった場合もございますけれども、いろいろな御意見につきましても、予算に反映することは反映してきたところでございます。

今後の組織につきましても、やはり、今までの地域審議会とは、合併したゆえに10年間置いてきましたので、今後は、先ほど言いましたように、一つの町として発展できるような形で皆さんの御意見を伺えるような、そういう組織にして進めていきたいというふうには考えておりますけれども、まだ具体的な内容については詰めていない部分がございますので、はっきり申し上げられませんが、そのような形で進めていくのがベストではないかというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） ぜひ、実りあると言っているのか、それぞれの地域、そして町全体のために活動していただけるような組織を考えていただきたいと思います。

地域コミュニティという部分では、合併後と申しますか、どうしても旧3町村のほうでは、何か役場が遠くなったような気がするという声も聞かれております。まだ総合支所がございますので、ほかの地域では地域担当職員などを置いているところもあるようですが、遠軽町に関しては、それぞれの地域に総合支所があつて職員がいらっしゃるの、そこまで必要かどうかというところはまたありますけれども、もっと、協働のまちづくりという部分では、一番、町民と行政の意思疎通といいますか、それに関してはもちろん私たち議員もその一翼を担っているわけで、住民の意見がきちんと行政に反映されるよう、あるいは行政の問題をきちんと住民に説明できるよう、住民の意向が行政に反映されるようにという部分では、もう少し職員の、私たち議員も含めて町民の間に入って活動する必要があるのではないかと思いますけれども、新たな組織を立ち上げるに当たって、そこに説明員としてではなく、一緒に考え行動するという部分で職員を派遣するような考え方はございませんでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩。

午後 1時52分 休憩

午後 1時53分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 今まで、この10年間におきまして、地域審議会を置いておりました。地域審議会もそうなのですが、それ以外にも、前回もちょっとお話ししたと思うのですが、町長の方で出向いて、地域の人との懇談会ですとか、町長自ら行って、いろいろな、行政について御説明ですとか、移動町長室等々行って、地域の方の意見交換をやってございます。先ほど稲場議員もおっしゃっていましたが、地域審議会、本庁からも行きますけれども、支所の職員も出席して、一方的な支所からの説明ということもございますけれども、その中で、多少なりともディスカッション等も含めてやってございますので、当然、今後設置される新たな組織におきましても、支所の職員等もいろいろな形でかわり合いは出てくるのかなというふうに思いますので、地域審議会だけが論議する場ではないというふうに思っておりますし、普段の仕事の中でいろいろな方の御意見も聞くというのも、やっぱり当然、それも我々行政に課せられた責めだというふうに思っておりますので、そんなふうな形で地域の方のいろいろな御意見を賜りながら、今後のまちづくりに向けて進めていきたいというふうに思っておりますし、昨日御決定いただきました総合計画の中でも、町民と町が気軽に対話できるということも方針として載せてございますので、それに基づきまして皆様方と日々対話をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を願えればというふうに思います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） コミュニティーというのは、稲場議員先ほどおっしゃったように、いろいろなものがあるわけです。そして、意見の吸い上げ方も、やはり町政に反映するには、いろいろなやり方があるわけです。自治会の方とお話しするときもありますし、今、課長が言ったように、私自身がいろいろなところに行って、伺っているところもあります。それは議員さんたちも同じでありましょうし、そしてまた職員も、出前講座という形で行ってやっているわけです。

私としては、合併してから10年間、相当、うちの町は、そういうことはやってきたというふうに思っております。でありますけれども、これから先、また地域審議会の話に戻りますけれども、さらにやはりこれから、また検討、そういう中でも、またそういう一つの組織としてはやろうと思っております。でも、本当は、そういうものはないほうがいいと思います。本当に一つのものに、一つの町になったということであれば、僕はそういうものは、なくなっていったほうが本当はいいと思いますが、今のところはまだ、残念ながら

そういうものは作ったほうがいいのかなどということ、最初から答弁を差し上げているところでございます。（稲場議員「終わります」と呼ぶ）

○議長（前田篤秀君） 以上で、稲場議員の質問を終わります。

通告2番、黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） ー登壇ー

通告書のとおり、2点一般質問を行います。

1点目といたしまして、地方版総合戦略の策定について。

国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、人口減少克服、地方創生に取り組む方針を決定いたしました。平成26年度補正予算にも、「地域消費喚起・生活支援型」、「地方創生先行型」に分けて「地方住民生活等緊急のための交付金」を創設し、遠軽町も有効に活用しようとしているところでございます。

今後は、期間5年間の「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（地方版総合戦略）の策定が行われ、住民に身近な施策を幅広く盛り込むことが大変重要だと考えております。

これら策定するに当たりまして、次の点についてお伺いいたします。

一つ目として、地域の特色・資源を生かすためにも、多くの方々の参画が必要と考えられますけれども、策定に当たって、組織・構成はどのように考えているのか。

二つ目、北海道との連携について、これは、北海道も道のまち・ひと・しごと創生総合戦略を作りますので、そういった連携につきまして、現時点ではどのように考えておりますか。

三つ目といたしまして、地方版総合戦略の目的は人口減少克服と地方創生ですが、見直された第2次総合計画等との関係をどのようにお考えでしょうか。

2点目の財政計画の策定につきましては、第2次遠軽町総合計画に基づく財政推計では、平成36年度までの主要事業費で140億円、想定ハード事業（企業会計58億円分を含みます）では、前期196億円、後期122億円、およそ319億円が見込まれております。必ずしも全額支出とはなりませんけれども、財政的に大丈夫なのかという懸念も聞こえそうです。

一本査定後の地方交付税は、現在の特例分の3割減で、7割程度確保されるという明るい見通しもありますけれども、新たな財政計画策定により、今後の財政運営をしっかりと示していただく必要があると思います。

策定についての考え方と策定期間についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

黒坂議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、各地方公共団体は、国の長期ビジョ

ンと総合戦略を勘案し、中長期を見通した地方人口ビジョンと5か年の地方版総合戦略を策定し、実行するよう努めるものとするとしています。

一つ目の組織・構成はどのように考えているのかとの御質問ですが、国からは、まち・ひと・しごと創生を効果的、効率的に推進していくためには、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加、協力が重要であることから、幅広い年齢層からなる住民をはじめ産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体等で構成する推進組織で、その方向性や具体策について審議、対応、検討するなど、広く関係者の意見が反映され、おおむね10月を目途に策定するよう要請されております。

今後におきましては、国から示された戦略策定に当たっての推進組織に関する方向性を踏まえた上で地方版総合戦略を策定することになりますが、同戦略を策定する推進組織につきましては、住民団体や産業界、労働界、青年団体等から選出された委員で構成されておます地域審議会などを活用するとともに、議会とも十分協議をさせていただき、策定をまいりたいと考えております。

次に、北海道との連携についてであります。地方版総合戦略は、全市町村に対して策定を努力義務としていることから、北海道には市町村間の取り組みに対する連絡調整や支援を行うとともに、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる施策等を中心として実施することが期待されております。

したがいまして、戦略の策定段階において、目標設定に当たっての施策の方向性についての整合性をとり、北海道の推進組織に参加するとともに、市町村間の連携につきましても積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、第2次遠軽町総合計画等との関係ですが、総合計画については、総合的なまちづくりの方向性を示すものであるのに対し、地方版総合戦略は、人口減少克服、地方創生を目的としております。

今回、総合計画の策定に当たっては、総合計画審議会から「人口減少問題は喫緊の課題であることから、現状を認識した上で総合的に取り組まれない」との答申を受けていることから、第2次遠軽町総合計画に基づく具体的な戦略プランとして位置付けて効果的に活用し、取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の財政計画の策定についてであります。本町の合併は、裕福な町村同士の合併ではなく、極めて厳しい財政状況の町村による合併でありました。厳しい財政動向や財政状況を乗り越えなければならないという大きな課題が存在する中、自治体運営の基盤となる新たな計画に立脚した行財政運営が必要とされ、現在の計画は、平成20年6月に、平成20年度から平成27年度までの8年間の計画として策定したところであります。

この間、国内では経済不況や円高、電気料金の値上げ、消費税率の引き上げによる個人消費の減退など、さまざまな課題がありました。本町においても、人口の減少や景気の低迷、また、行政においても、伸び悩む町税に加え、老朽施設の修繕や社会保障費の増大もありましたが、これまでに取り組んできた行政改革のほか、地方交付税の増額や国の類似

にわたる景気対策により、財政計画を上回る形で運営されてきたところであります。

次期の財政計画につきましては、平成27年度に策定し、計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間を予定しており、今後の大型事業を見据え、将来にわたって持続可能な行政運営が行えるよう、長期的な視野に立って策定に当たりたいと考えております。

特に地方交付税については、平成27年度で合併特例措置が終了し、その後5年間は激変緩和措置があるものの、平成33年度から一本算定となり、交付税が大きく減少することが予想されておりましたが、私が会長を務めております北海道合併市町連携会議で要望活動を行ってきたこともあり、特例分の7割程度が確保される見通しとなっております。

このことにより、将来の財政運営に明るい見通しは立ったところですが、総合計画に掲載されている事業を必ずしも全て実施するというのではなく、その時々々の財政状況や社会情勢により事業の選択を行い、安定した財政基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。

計画の策定に当たりましては、議会とも十分協議をさせていただき進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 増田元総務大臣が座長の日本創成会議が、2040年には全国の896の市町村で人口の激減の恐れがあると指摘されました。そのことは、全国的には大激震が走ったと思います。国においても、2060年に人口1億人を確保すべく人口ビジョンと総合戦略を決め、地方においても平成27年度に策定される予定であります。

まず、組織の構成ですけれども、行政ですとか関係団体、関係機関、産業界、金融機関等は当然審議会に入って、審議会の組織で、一番上の組織だと思えるのですけれども策定に参加されると思いますけれども、住民の参加においては、やはり、いろいろな方、年齢の幅の広い方の参加の協力を得て、多くの意見が寄せられるべきではないかなと思います。もちろんアンケート等もそうなのですけれども、例えば出産、子育ての分野においては、極端な話、例として、役場内の子育て世代の職員、もしくは各企業のそういった子育て世代の社員の皆さん、もしくは、それに伴い、お子さん方のママ友、PTAでもいいのですけれども、そういった方々の意見を幅広く聞くというような考えはございませんか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 新たに作るというよりは、先ほど言いましたような地域審議会で、そこに金融部門はちょっと入っておりませんので、その方についてはその会議と一緒に参加してもらって、いろいろな御意見をいただくという形で、ちょっと今は考えております。

今、子育て世代というなお話をされましたけれども、民生部の方でそういう子育て支援の計画等も策定されておりますので、そういう計画を、それを十分念頭に置きながら

やっていくのも、また一つの方法ではないかと。その計画につきましても、多分、皆様からの御意見をいただいた上で作られた計画というふうに理解しておりますので、そういうものを含めて、その計画だけではなくて、いろいろな計画がございますので、そのいろいろな計画を見ながらやっていくのもまた一つの方法かなというふうに思っておりますので、その部分が皆様から言われている意見を、吸い上げたという言い方はちょっと失礼な言い方なのですが、そのような意見を反映した中で、総合戦略というものを作っていきたいというようなことで考えております。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 今のはあくまでも私の例ですから、そのような手法をとということ

で。それでは、人口減の対策では、以前、私たち経済委員会で豊後高田というところに行ったのです。それで、この町は遠軽町と行政規模も人口も同じぐらいの町なのですけれども、かなり前から子育て支援、Uターン、人口減に向けて取り組んでおります。

資料があるのですけれども、定住促進の取り組みということで、もちろん空き家バンク事業から始まりまして、定住促進の空き家の活用事業ですとか、町外から来た方のウェルカム新築応援事業ですとか、親の家に帰ってきて、リフォームするときに助成を行うですとか、もちろん、新婚・子育て世代に対して優遇措置もあったりして、そういった子育て支援に対する人口増加、それと高齢者に対する、長生きで、健康を増進して、元気で暮らしてもらって、できるだけ人口減をとどめるといったことをやっております。その2本柱が子育て世代を増やすと、それで長生き、健康増進ということで、その全てにおいて窓口を、ここは地域活力創造課という、4名ほどの課が引き受けていまして、住宅関連は建設課、健康関連は子育て健康推進課、各事業は分かれています。ただ窓口業務をやっていると。それで、転入者が転出者を最近では上回っているということで、去年の9月まで、平成26年の4月から9月末までの半年間で84人自然増が生まれている。やっぱり事業効果が現れているといったところを視察してまいりました。

この活力創造課は、ほかに婚活ですとか結婚支援、教育、無料の市営塾というものをやっています、小中学校の大分県の学力試験では8年連続トップということで、やはりかなり効果が現れているのです。それで、ある雑誌におきまして、住みたい田舎日本一というものも受けておられました。

感じたのは、今回、子育て支援課というふうに横断的なものもできましたけれども、さらに、ここはもっと幅広い、横断的な組織を作っているということで、今後、地域の実情が変わってくるとか目標が定まった場合に、そういった課の横断的な組織というのは、考えることは、どうでしょうか、町長。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） そもそも、人口減のお話からあれでしたけれども、人口減少、増田前岩手県知事、前総務大臣がそういう、マスコミにどんと出して、こういう、ブーム

ではないけれども、大きく人口減少というのは認識されたというのは確かだと思うのです。だけれども、増田さん云々ではなくて、人口減少などというのはもっと前から分かっている、そして特に、もう我々の町は合併しましたから、そのときにもう、全部データ、本来、皆さんは御承知のはずなのです。合併したときに、どの地区が人口、10年後にどうなる、新町はこうなるというのは。それで進んできましたから、私、職員もそうかもしれませんけれども、ああいうものが国で出ても、ああ、そうなのかという感じで、そして、これは別に私たち合併した10年前ではなくて、もっと前から、地域振興だとか地方何とか制だとかという話は、20年も30年も前からあるわけです。ですから、これ、ほかのところではしゃべったかもしれませんが、やはり、ずっと取り組んできたのです。本当にそれだけ難しいということですよ、農政問題だとかいろいろな問題がありますけれども、全国で、3,300の自治体が合併して、今は1,700ぐらいでしょうか、そうなっても、これは本当に、東京都から人口1,000人の村まで同じ地方自治体で、それを、地域も違うし、気候も風土も違うところが、全部がうまくいくということが非常に難しいことだから、なかなかうまくいっていなかったということだと思います。

ただ、今回、国はこういう形で、またやるぞということですので、これはやはりまた、やらないわけにも、我々としてもいきません。これが本当にうまく行って、この後、地方創生だとか地域づくりだとかという言葉が課題として出なくなることを望んでおります。

そういった中で、今、この計画を作っていく、そういう中で、豊後高田市、同じようなところもいっぱいあります。先ほど来、空き家ですとか町外とかリフォーム、そういうこと、細かいことを言えばいっぱいあると思うのです、いろいろな町のやり方というのは。そういったことも含めて、これから総合戦略の中で考えていくということになるのだというふうに思っています。

ただ、いつの間、転入、転出が逆転したとかというのは、これは別に今ではなくてもいろいろありまして、では、それが長い間続いているのかとか、やっぱり、そういった意味でみていかなければいけないと思います。基本はやっぱり、確かに、ちょっと空き家だとかやって、増える場合もあるかもしれません。ではそこで、ちゃんと職があるのかとか、いろいろな問題があると思います。そういったことを考えると、遠軽町の在り方というのは、経済だとか、そういうものはどうなっているのかと。遠軽だけでは成り立っていないだろう、周りの地域もあるのだよと。そういった中で、ほかの産業が、例えば農林水産業がへこめば、やはり遠軽にも相当影響は出るのだよとか、本来はやはりそういうところから、これは北海道、国として、そういう面で取り組んでいかなかったら、なかなか、正直言って、ちょっと一つの、空き家、安く入れてあげるからおいでとか言うだけでは、僕は根本的な解決にはならないというふうには思っていますが、やはり、そういうほかのいろいろな事例も含めながら総合戦略の中で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） そうなのです。事例として今挙げさせていただきました。それは、これだけやっていたらいいというものでもありませんし、でも、やっているところは平成23年から26年まで成果が現れていますということで、そういったことも視野に入れなければならないかなと。ましてや総合計画の中では、合併して、確か2万三千七、八百人だったと思います。今は2万1,300人ぐらいになるのかな。二千五、六百人減っています。総合計画では2万1,000人、今度は1万8,000人。これ、やはり、減っていくのは、しょうがないと言ったら言葉は悪いですけども、現実なので、国も全部、1億2,000万人から1億人で何とか止めたいというぐらいですから、言葉を悪く言ってしまうと人の奪い合いになってしまうのではないかなというぐらいの僕は危機感を持っています。やはりそれを、1万8,000人に想定しているけれども、できるだけ1万9,000人に近くだとかということ、総合的にやっぱりこういった戦略を踏まえて取り組んでいていただきたいなというふうに考えております。

この総合戦略なのですけれども、これは、仕事づくり、人の流れ、結婚、出産、子育てとまちづくりの分野があって、その中で、地域の特色を生かした、地域固有の施策も重要だと思えます。当町、遠軽町で言えばジオパークということだと思えるのですけれども、これは、今回の補正で先行型を実施、検証して、平成28年以降の総合戦略に、例として六つの基本目標が盛り込まれています。

僕のイメージなのですけれども、総合戦略の、この5年間の数字目標を設定した総合計画の実施計画、事業計画のような感覚を持っているのですけれども、そのような感覚でよろしいでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 総合計画と地域総合戦略という関係になろうかと思えますけれども、先ほども言いましたように、今回の地方版の総合戦略は、あくまでも人口減少克服ですとか地方創生を目的として作られるもので、総合計画につきましては、総合的な振興、発展という形では、若干ニュアンス的には違うのですけれども、今回の総合戦略につきましては、あくまでも目標値を設定して、さらにそれをきちんと検証しなさいよというのは第一義的に言われてございますので、この事業をやることによって、例えば先ほど言った転出より転入が増えてきたですとか、何人そこに仕事に着いたという具体的な数字を表して報告をしていかなければならないという部分が出てこようかなというふうに思っております。

いろいろな形で進めていくわけなのですけれども、先ほど総合計画では人口1万8,000人という形で設定させていただきましたけれども、今までやってきまして、確かに人口減少になって、活力という言い方はちょっとあれなのですけれども、活力的には失われつつある部分はあると思えますけれども、決して私たちの地域に魅力がなくなったわけではないというふうに理解してございます。その魅力がいろいろな面であると思えますけれど

も、それが福祉であったり教育であったり文化、さらには住民とのつながり、それも地域の魅力だというふうに思っております。そういうような形で、今回、総合計画につきましても策定させていただきましたし、今後におきましても、この地方版の地域総合戦略につきましても、今回補正で御決定いただきましたけれども、あれを一つの、たたき台というわけではないのですけれども、あれをベースにいたしまして、また平成28年度以降の、まち・ひと・しごとですか、そのような形で、少しでも遠軽町に、新たに転入してくれる方ですとか仕事を求めて来てくれる方、そのような形で進めていきたいというふうには考えておりますので、策定に当たっては、先ほども言いましたような形で皆様方のいろいろな御意見を伺いながらやっていきたいというふうに思っておりますので、そういうことで御理解願えればというふうに思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 今まさに次に聞こうかなと思ったところなのですけれども、地方創生先行型のPDCAサイクルですか、これは平成27年度でPlan、プランニングです、実施計画、数値目標、そしてDo、実行すると。平成28年度、来年度にCheckをして、数値とか効果とかを検証して、次なる戦略の見直しというふうにサイクルが確立されていると思いますが、これは1年、1年の、毎年のローリングでPDCAがなされるのか、それをベースに5年のPDCAという部分もあるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 今の御質問ですけれども、1年、1年の検証になってくるのかなというふうに思っております。5年間の戦略ですので、最終的に5年後に、どんなふうな形になったという総括的なものがされてくるのではないかというふうに思っております。

今回の計画を作る際におきましても、これをやることによってどうなるのだという、その目標値なんかも設定するような形で作っておりますので、それが1年やった形でどのような形で表れたのか、地方先行型もそうですけれども、消費喚起型のプレミアム商品券もそうですけれども、それによってどれぐらい経済効果があったのか、そこまで今回は求められておりますので、そのような形で、商品券につきましてはアンケート調査などをやりながら、実際、本来はこれしか使わなくてもよかったのですけれども、商品券があったことによってプラスアルファで使ったような形で、経済効果的に表れてくる場合もあると思っておりますので、その辺も含めて、1年ごとにやっぱり検証した中で、翌年にはまたこういう事業という形で進めるべきではないかというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 先ほど町長も、地方も地域振興に向けて一生懸命いろいろやってきていると。確かに私もそう思います。でも、結果効果として、まだまだ厳しい状況だとも認識をしております。国の事業費として1兆円が計上されていますので、有効に活用で

きるよう進めることを期待して、次に移ります。

昨年も一般質問で財政計画の策定について質問させていただきました。あれから町長の答弁等もありましたけれども、状況もかなり変わってきたと思います。総合計画の財政推計が出たということだとか事業計画規模の見通しですとか交付税の特例分の確保だと思います。

まず、昨年から大きく変化した点について、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（前田篤秀君） 鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） やはり一番大きく変わった点というのは地方交付税だと思います。先ほど町長も前段で7割ぐらいが担保されたというお話をさせていただきましたけれども、昨年はまだその辺、6割というのもまだ見込まれておりませんでした。一生懸命中央の方に陳情しているということで、4割ぐらいが見込めるというところだったのですけれども、この1年で、11月ぐらいの段階で6割になりまして、年が明けて7割ぐらいになったということがございます。

この見直しにつきましては、平成26年度から5年かけて見直すというふうになってございまして、平成26年度で支所に係る経費を既に見直してございます。大ざっぱな概算でございますけれども、うちは3支所ございまして、これで1億7,000万円ほど増えてございます。これは、今の交付税に対して加算されるというわけではなく、一本算定になったときに初めてこの額が加算されてくるというものでございまして、平成27年度につきましても、消防の団員とか、あとは消防の出張所、各施設がございまして、そこらもやっぱり、合併したからといっても廃止することはできない、やっぱり緊急的なものについては置いておくしかないということで、この辺も加算されます。あとは清掃費についても平成27年度で見られることになってございます。あと、平成28年度も小学校費、あとは衛生管理、この辺に係る経費を見られるようになってございます。やはりこの辺が財政が好転したというところがございます。

あとは、歳出につきましてはやはり、ごみの関係がございましたけれども、これ、残念ながら平成28年度完成が見込めなくて1年ずれまして、平成29年度にずれ込んだというようなことでもございまして、あと、運動広場ですか、福路の、あの辺もやっぱり必要だということでも出てきたところでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 財政計画では、財政推計、これしか今のところ出ておりませんし、策定期間というのは何月、10月でしたか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 前段、議会の方とも詰めさせていただいて、12月には議会の方に提案をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 総合計画の中の財政推計でも、平成32年度までの5年間で、有利な合併特例債による財政投資が多くなっていると思います。今の課長答弁でも、財政的にもかなり、去年よりは見通しが付いたのではないかなと考えております。大きい5年間の投資というのは私も大賛成で、今やらなければという気持ちもあります。後世にわたり、次世代に対して負債が少なくなり、また、財政的にも効果があると私も判断しております。

また、総合計画あつての財政計画なのですけれども、一旦ちょっとここで、昨日ですか、同じ質疑で庁舎のことが出ていましたけれども、庁舎もそうなのですけれども、前後期の財政のハード事業の中に、この庁舎もなかったし、また、保育所のことも課題ではないかなと私は思っていたので今お聞きしますけれども、昨日の段階では、この庁舎は、災害本部が置かれるといったところでも優先度は他の施設よりも低いと考えていると。それで、次の10年後に進めたい。災害の影響が出た場合は「げんき21」で対応していくという答弁ももらいましたけれども、この庁舎には、それこそ消防本部もあり、過去には救急システムの構築にも結構大きな投資をしているといったこともありますので、一概にどう考えているとはなかなか聞きづらいところがあります。でも、いろいろな、長寿命化計画等々もありますので、耐震工事になるのか、大規模か中規模か小規模かの改修になるのか、いっそ改築になるのか、この10年間、やっぱりしっかりと考えていかなければならないのではないかなというふうには私も考えておりますけれども、どういった段階で検討されるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 庁舎の関係でございますけれども、昨日、課長も答弁しましたけれども、やるとなれば、当然、今言われた、有利な起債がある合併特例債の期限という部分も踏まえながら考える中では、やはりこれだけ大型の事業があった中では多分できないだろうと。そして、やはり地域の特性というものもあると思うのです。この地域はやっぱり災害が少ないと。だからといって、このままでいいという考えは持っておりませんので、ただ、今回の10年の推計の中には、やはりいろいろな事業を取り組んでいくと、やはり優先的にできない部分がありましたので、災害が起きたときにはそういうふうな対応をとって当面やっていきたいということで、それは次期の中で考えていきたいということで答弁をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 答弁はなかなか変わらないのですけれども、これにちょっと関連してもう1個、同じ老朽化している丸瀬布の総合支所の建物なのですけれども、今回、給食センターが廃止されて、支所の機能だけが多分残ると思います。かなり古くて、そして大きな建物だと思うのですけれども、支所の建物を今すぐとかというのではなくて、考え方なのですけれども、あそこは、後ろには川がありますが、国道に面した、市街地のいい

立地の中で、いろいろな用途が考えられると思うのです。多目的なイベントの広場が展開されるのかなとか考えるのですけれども、そういった場合に、考え方なのですが、地域の住民の皆さんの意見等々を聞いて、難しくなっているのですけれども、支所機能だけではなく、多目的な施設みたいなことを、丸瀬布地域の今後を僕はちょっといろいろ考えたりするのですけれども、ちょっと済みません、財政計画と全然違うことを言っていますけれども、構想というか、支所を今後どのようにしたいのか。（発言する者あり）支所機能しか残らないのは、あの大きさもあって、かなり古いということを僕は言いたいので、どうか答弁をお願いします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 丸瀬布の支所も相当いっていますよね、古くて。それは認識しておりますが、今のところ、今は大型、今までやりたくてもできなかった事業が始まっていくわけです。そこら辺がやっぱりちょっと、一定の目途が、確かに予算的なものはある程度付いているのだけれども、まだこれ、予算というのはあくまでも、予算というのは、一定期間、1年なら1年の見積もりですから、また、ごみのこともありましたけれども、いろいろな問題も出るかもしれません。やっぱりそういった中で、一定程度ちょっと、今やっている大きなものを見極めてから、でない、私は、今のところまだ考えているところには及びませんが、相当老朽化していることは認識してございます。仮に新たな支所を造っていくとなれば、それはやっぱり、いろいろなことが考えられるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 前期、後期で、ハードで約320億円ということもありますので、なかなか、こうして、ああしてとは言いづらいのですけれども、国においては、先ほどの町長の答弁の中にもありましたけれども、かなり、リーマンショックとかいろいろあって、その都度、国は、経済危機対策ですとか緊急経済対策ですとか、また、地域の活性化の交付金など多くの財政出動をしております。遠軽町も、財政運営にもかなり影響があったものと考えられます。

最後に、先ほど平成27年度までの財政計画の中の町長の考え方はお聞きしましたので、今後の計画のメインになるもの、ビジョンというか、この10年間の計画の中で、これが重要だ、これが大きな柱だというものがあれば、お聞かせください。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 今、総合計画の中で10年間のいろいろな事業を盛り込んでおります。その中の話でということになる……よろしいですか。（黒坂議員「はい」と呼ぶ）その中でやはり、まだ基本設計とかもやっていませんから、本当の概略の絵みたいなものを、担当が自分たちで今進める上での絵だけしかないのです、大きいものはやはり、福祉センターの改築は、これは金額的には大きくなります。それはやはり、一番これから

メインな、大きなものになっていくのではないかなというふうにも考えておりますが、これから、財政計画というのは、基金残高、多ければ多いにこしたことはありませんが、うちも金融機関ではないので、必要なときには、そういうものを使ってでも事業をやっているかなければいけないというふうにも思っております。

1 回目の答弁でも申し上げましたけれども、総合計画にある中でも、これはあくまでも、今考える計画としてはこうですけれども、これも10年ですからね。その間で、途中でもいろいろなこともあると思います。そういったときには、いろいろな計画の変更もしながら進めていくということも当然出てくるのだろうというふうに思っておりますが、やはりその中でも大事なものは、しっかりとした、基金残高が幾らであれば大丈夫なのかということは、これはそのときそのときの、国の状況だとか、これから先の経済の読みにもよりますけれども、そういった財政基盤をしっかりした上でやっていくということだろうと思います。

ちょっと申し訳ないですけれども、やはり国とか道のように、毎年の予算で本当に3割だとか何割も未払費、借金払いに持っていかれたら、これは全く一般の経費に回らないので、そこら辺も十分勘案しながらやっていくことが大事なことだというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 本当はここで終わろうと思ったのですが、1点ちょっと聞くのを忘れてしまいました。

先ほど庁舎のことですとか丸瀬布の支所のこととかをお聞きしました。また、既存の施設では保育所のこと、遠軽地区の三つの保育所もかなり古いということで、今後10年間になると、約50年使用するのかなと。ここは認定こども園との絡みもありますので、一概には言えませんが、そういった既存の施設に対する管理と、あと、遊休、例えば旧遠軽小学校、旧図書館、センターが建て替えられれば旧になるのか福祉センター等々、これの管理なのですけれども、今、既存の施設に対しては、橋りょうの長寿命化計画ですか、あと住宅の寿命化計画等々あります。その上に、今度策定される公共施設等総合管理計画というのが出てくると思うのですが、そういった計画は、遊休施設の取り扱いとかということも関連してくるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 公共施設の総合管理計画なのですけれども、基本は、統廃合を含めた解体の方が主になってくるのかなと思いますけれども、当然、それを論議するためには、今ある施設のことを論議をしていかなければならないということも考えておりますので、そちらの方がメインになるかもしれませんが、合併して4地域に同じような施設があれば、それをどう統廃合していくかというのも論議になって、新しい施設を造るのであれば当然、古い施設は解体していかなければならないということも考えておりますので、その辺の中でいろいろ、計画的にはいろいろな形を網羅した中で策定していくよ

うな形になってこようかというふうに思っております。

また、もう一つのメリットといたしまして、その計画を作りますと、大きな費用が伴う解体につきましては、それもまた合併特例債を充当できるということも一つ、メリットもありますので、そのような形も含めて、来年度中に策定する予定でおりますので、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 以上で、黒坂議員の質問を終わります。

2時46分まで暫時休憩いたします。

午後 2時42分 休憩

午後 2時47分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

通告3番、佐藤議員。

○3番（佐藤昇君） ー登壇ー

通告書に従いまして、私の方から1点だけ質問いたします。

国際化に対応した町全体の施策の展開についてということであります。

国際間交流の推進については、第2次遠軽町総合計画で「国際化に対応した環境の整備」について触れられ、新年度の町長の施政執行方針でも、観光振興策として「交流参加型国際観光地づくりモデル事業」など、国際交流の推進について提起をされています。

今後、ラグビーワールドカップの開催などもあり、外国人観光客の増加が期待される所でございますけれども、町として外国人を迎え入れるための環境整備も同時に今のうちから進めていく必要があるというふうに考えています。

3点についてお伺いします。

まず、役場が率先をして施策の展開を図るといふ、そういう視点から、役場庁舎内の課の表示板や案内の表記に、英語、中国語など多言語も合わせて表示をする考え方はございませんでしょうか。

二つ目として、町内の公共施設、事業所、金融機関、医療機関などに対しても①と同様の考え方を奨励していく考え方はないでしょうか。

三つ目として、今ある町内観光施設の屋内外表記、さらに、今後の建設予定の道の駅などの施設や表示看板などにも同様の視点で進めていく考え方はないでしょうか。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

佐藤昇議員の御質問にお答えをしております。

まず、1点目の役場が率先して多言語を表示する考えはないかとの御質問でございますが、外国人が多く訪れる場所について、優先的に整備をしていきたいと考えております。

次に、2点目の町内の公共施設、事業所、金融機関、医療機関等に対しても、1点目と

同様の考え方を奨励していく考えはあるかとの御質問ですが、現在、ジオパーク関連事業といたしまして、本年3月下旬に運用を予定しておりますジオパークの見どころなどの情報を地図上で閲覧できるジオパークアプリにおいて、公共施設、主要観光施設、避難所、学校などの位置を示した地図のほか、施設の写真と施設概要の説明文を英語の表示でも御案内することとしておりますので、一定程度外国語表記を補完する内容となっております。

また、民間等の施設につきましては、それぞれの事業所で必要に応じて対応していかれると思われませんが、機会を捉え情報交換に努めてまいりたいと思います。

次に、3点目の町内観光施設の屋内外表記、さらに、今後建設予定の道の駅などの施設や表示看板等にも同様の視点で進めていく考えはあるかとの御質問にお答えいたします。

現在、町内観光施設の屋内外における外国語表記による整備状況につきましては、太陽の丘えんがる公園虹のひろばの入口とその近傍の2か所において、施設案内看板に英語、中国語、韓国語による歓迎の表記を行っているほか、町内、道の駅などに設置している観光案内板及びジオパーク関連の看板にも同様の表記を行っているところでございます。

以上のことから、当面は訪日外国人の町内入込状況やニーズを捉え、観光施設内外の外国語表記について検討してまいりたいと考えております。

また、ロックバレースキー場付近に建設予定の道の駅につきましては、観光情報の発信機能を有する施設となりますことから、外国語表記やピクトグラム表示などを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 今、町長の方から答弁がありました。

①の関係について、優先順位を見ながら、庁舎内においてもそういう表記については検討する、やっていくということの捉え方でよろしかったでしょうか。いいですか。（発言する者あり）わかりました。

あとの、その他、それぞれ、既にやられているところもありますし、民間のところについても情報交換していくということで、民間の施設、金融機関、あるいは医療機関など、こちらの方からやれという強制はできませんけれども、情報交換しながら、ある意味では一緒にやりましょうと、こういう働きかけをしていくという捉え方でよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 今、佐藤議員が言われたような形で、うちの方から一方的にやってくださいと言っても、なかなか言えない部分もございますので、その辺はお互い何かの機会に、話し合う機会があれば、やっていきたいと思いますという形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 大枠では私の質問した内容に沿って答弁がされているというふう
に判断しますので、これ以上は言いませんけれども……（議長「答弁いらないようだった
らだめだよ」と呼ぶ）補正の中で出されておりました高規格道路の横断幕、こうしたもの
等を設置をするというふうに昨日説明がありましたけれども、そういったものなどについ
てもやっていくような考え方は今のところありますか。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの補正の中で、丸瀬布地域における高規格道路上の町道、そこに横断幕の委託料
が計上されておりましたが、この看板につきましては、所期の目的は、あくまでも高規格
道路が瀬戸瀬、あるいは遠軽豊里インターチェンジの開通に向けて、若干の期間でもより
多く丸瀬布地域の道の駅等々に寄っていただくという趣旨で設置するものでございま
すので、ドライバーから見ても、ちょっと小さ目の形になるのかなとは思っていますので、た
くさんの外国語表記のものをそこに入れていくという考えは今のところ持ち合わせており
ません。

以上でございます。（佐藤議員「わかりました」と呼ぶ）

○議長（前田篤秀君） 以上で、佐藤議員の質問を終わります。

通告4番、阿部議員。

○10番（阿部君枝君） ー登壇ー

通告書に従いまして質問いたします。

サイトメガロウイルス等の感染予防について。

サイトメガロウイルスは、健康であれば症状が出ないほど弱いですが、妊娠中に初感染する
と、妊婦には影響がなくても、生まれてくる子どもに肝機能異常、脳障がい、難聴などを
引き起こします。

厚生労働省は、サイトメガロウイルスの影響で障がいを抱えて生まれる子どもは年1,
000人に上ると試算しています。

以前は、多くの人が子どものころの遊びの中で感染して、体内に抗体ができていま
しが、衛生環境が格段によくなったことで、ウイルスの抗体を持たないまま成長し、妊娠す
るケースが増えています。

厚労省は、「抗体保有率は、1990年ごろには9割あったが、近年は六、七割にまで
低下した」と指摘しており、妊娠中に初感染する妊婦の割合が増える傾向にあります。

国の妊婦健診の項目には同ウイルスが入っておらず、一般にも認知度は極めて低いと聞
き及んでおります。

感染は、子どもの唾液や尿に触れて起こることが多いため、全ての妊婦に感染予防策を
早急に取り組むべきと考えます。

そこで、次の点について伺います。

1点目、本町の現状について。

2点目、予防と対策について。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

阿部議員の御質問であります、サイトメガロウイルス等の感染予防についてお答えいたします。

本町で実施している妊婦健診事業は、妊娠期間中の経過を観察し、貧血や切迫早産等のリスクに対応するとともに、胎児の発育状況等も把握することを目的として、14回の健診料金を全額公費負担しているところであります。加えて、平成27年度からは、6回の超音波検査の助成の開始を予定しております。

また、妊婦への支援として、保健師による母子手帳の交付の際や妊婦面接を通じさまざまな相談等を受け、不安等の解消を図っているところであります。

1点目の御質問の、サイトメガロウイルス感染症に関する本町の現状についての御質問であります。現在実施されている妊婦一般健康診査項目には同感染症の検査は入っておらず、医療機関からの報告もされないことから、感染等の把握はしていませんが、従来より同感染症の影響等につきましては認識しているところであります。同感染症に対する感染予防についての記載がある母子手帳や妊婦面接のときに配付する副読本を採用するなどして周知を図っているところであります。

また、母子手帳交付の際に、風疹の大流行のあった数年前から、「赤ちゃんとお母さんの感染予防対策5か条」という資料も説明を加えて配付していますが、ここにも風疹ウイルス、B型肝炎ウイルス、トキソプラズマなどの感染症に加え、サイトメガロウイルス感染症に対する個人でできる対策があり、周知を行っております。

2点目の御質問の予防と対策についてであります。1点目でお答えした対応策を今後も継続するとともに、従来の広報誌、ホームページに加え、担当する保健福祉課では、このたびフェイスブックのページを開設し、さまざまな情報を提供していきたいと考えているところであります。より若い妊婦さん方にも理解してもらうために、これらのメディアを通してさまざまな機会に感染症予防や生活習慣病予防等の周知に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと願います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○10番（阿部君枝君） 御答弁ありがとうございます。

確かに、最近、地方紙、全国版、地方版、地元紙も、このことは取り上げていただいて、少しずつ全体の認識が変わりつつあるのかなと思いました。ですが、せんだって子どもさんを三、四人抱えているお母さんにお会いしたところ、この認識がまるっきりなかったものですから、非常にびっくりしました。それで、大事なお子さんが1人でもこういう被害に遭ってはいけないということを思いまして、今回こういう質問をさせていただきま

した。

母子手帳、遠軽町では親子手帳ですか、これの中で、副読本として周知させているというのですが、ちょっとこの辺、私、認識していなかったのですが、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） うちが資料が三つありまして、母子手帳には一般的な感染、気を付けましょうというような一文が載っているのと、それから、副読本にはサイトメガロウイルスについての記載があります。それと、もう一つは、先ほども町長の答弁にあったように、赤ちゃんとお母さんの感染予防対策5か条という、一枚物のこういう、A4の資料がありまして、これは皆さんに口頭で、これについて説明しているのですが、この中に風疹、サイトメガロ、B型肝炎云々の感染症についての記載と、どういったことを妊娠中に気を付けたらいいかというような文が載ってまして、これを説明を加えてお母さんに周知しているというところなんです。ただ、説明しても、なかなか、右から左の方もあつたりはしますが、そういう、母子手帳も全部見るわけでもないし、副読本もみんな見るわけではないので、せめてこの紙は1枚読みながら説明して、お帰ししているというような状況ですので、御理解していただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○10番（阿部君枝君） 多分、遠軽町も、妊婦健診8項目と増えまして、非常にその辺は充実しているのだなとは思ったので、先ほど言ったように、本当に3人、ここで4人と言っているのか、子どもさんが多いお母さんだったのですけれども、つい最近出産したばかりだったのですけれども、それを認知していなくて、私、それは本当に残念だなと思ったことと、もう一つは、これ、保健師という前に、病院側というのですか、助産師との連携も私は必要ではないかなと。というのは、第1子目ではなくて第2子目によって感染ということになりますので、そういう部分からいけば、病院というよりも退職されている助産師だとかがいらっしゃるのです。そういう方にもっと動いていただいて、そういう周知をしていくべきではないかなと、こんなふうにも思うのですが、ちょっとお聞かせいただければ。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 御質問の医療機関等の関係につきましては、直接、厚生労働省の方とか道の方から関係文書というのは、まだ私どもの方にはおりてきておりません。ただ、議員の方の、先ほどの御質問の中にもありましたが、各新聞等でも厚生労働省等から小児科の医師の方で作成したマニュアル等をお配りして、こういうようなものに対するの対応をとということでお願いしているというような形になると思います。ですから、医師の方の指示で各病院の助産師等にはそういうものは行っているというのは予想される場所です。

あと、私どもの方でも、赤ちゃんの方の指導という形で、すこやか親子相談というところ

ろで、ベテランの助産師にも来ていただきまして、いろいろな相談を受けているところ
でございますので、今後、そういう形も含めまして、助産師の方から指導していただくよう
な方法も考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○10番（阿部君枝君） ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

このものというのは、治療法がないというウイルスでもありますので、とにかく予防し
ていく以外にない。それには本当に周知していく以外にないなと思います。それで、ホー
ムページ、フェイスブック等でも徹底していきたいということですので、ぜひこの点は進
めていただきたいと思います。

遠軽町は、妊婦健診の14回の項目の健診の内容というのは、ホームページに今現在載
せていましたでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 御質問の項目につきましては、ホームページの方には掲
載等は、今現在はしておりません。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○10番（阿部君枝君） ぜひ、合わせて、妊婦健診の14回の血液検査ですか、それか
ら超音波、また、主要な項目に対してとか、そういうものをぜひ載せていただいて、実際
に、その健診がどういう内容の健診なのだというを具体的に、今のお母さん、スマホ
だとか、非常にそういうことはたけていますので、そういうところに載せることで、かな
りの周知徹底ができるかと思えます。その点、ぜひ進めていただきたいなと思えます。

本当に、今、少子化が進んでいる中で、大事な子育て支援につながるかと思えます。安
心して子どもを本当に我が町で育てていくという意味では、このことをぜひ取り上げて、
進めていただきたいと、町長に最後、ぜひ一言お願いします。

○議長（前田篤秀君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） 健診の中身なのですけれども、母子手帳を見ていた
だければ、大体母子手帳に、健診の結果ですとか、そういう感染症の結果ですとかとい
う、書く欄がありまして、妊婦さんはそういう、どういう検査をしているかという大体の
項目は理解されているというふうに認識しております。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） このサイトメガロウイルスについてのことでよろしいのです
か。（阿部議員「というか、子育てというか」と呼ぶ）子育てですね。（阿部議員「産ん
で育てていただける環境」と呼ぶ）子育てにつきましては、広く子育てのお話でよろしい
ですね。

これにつきましては、ゼロ歳児の保育ですとかも、例えば白滝の方でも拡充したり、そ
ういうことも今やるというふうにしておりますし、今おっしゃるとおりに、やはり、先ほ

どの黒坂議員の質問でも、人口が減っていくというのは、今わかった話ではないのだけれども、これは非常に、日本としては、活力を生むためには、やはり人口が、2060年で、確か9,000万人ぐらいですか、目標が1億人だったかというふうに思いますけれども、そういった中では非常に、まずは子どもを、ちょっと言い方が悪いとまたあれになるのかな、子どもをやっぱり産んで育てていかなければいけないということはやはり一番大事なことです。今、一生懸命これから出生率を上げていったって、またその子どもが産むようなことにならなかつたら、人口は減少からプラスに転じませんから、これまで確か30年とか40年、うまく行って最低でもかかると思うわけです。そういった中でもやはり、今手を打っていかなければいけないというのは間違いありませんから、そういった意味で、一番地方自治体が妊婦さんとかと接しているわけですから、そういった中では、我々のできることはやっていきたいというふうに考えているのが一つと、もう一つは、これは国策の話だと思っていまして、これについては、いろいろな、健診も含めて、自治体がいろいろ、バリエーションを持ってやっていくのもいいかもしれませんが、そういうのは、財源が伴うものは、国がやはり、確かに厳しい財政状況の中ですけれども、やっていていただきたいなど。そして、そういった中で、我々、直接妊婦さんと接している自治体は、その中で役割を果たしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、阿部議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

3月12日から3月16日までの5日間は、予算審査及び休日のために休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、3月12日から3月16日までの5日間は、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

午後 3時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田篤秀

署名議員 山田和夫

署名議員 竹中裕志